

ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の  
円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）  
（案）

平成31年3月

（平成31年1月時点）

※本資料は平成31年1月21日時点のものであり、  
内容や写真等変更になる可能性があります。



## はじめに

全ての人に使いやすい建築物の整備にあたり、高齢者や障害者等の設計上の配慮に対して具体的な考え方及びその手法を示すことにより、利用者をはじめ、建築主、審査者、設計者、施設管理者に適切な設計情報を提供するために「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成 29 年（2017 年）3 月版）」（以下「建築設計標準」という。）が策定されている。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、我が国における急速な高齢化の進行、障害者差別解消法の施行、観光立国推進による訪日外国人旅行者の増加等を受け、ホテル又は旅館を含む建築物には、より一層のバリアフリー対応が求められている。

高齢者、障害者等がより円滑にホテル又は旅館を利用できる環境整備にあたっては、施設全体のバリアフリー化はもちろんであるが、魅力ある車椅子利用者用客室及び高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮した一般客室を整備すること、施設内の情報伝達手段や必要となる設備・備品の貸し出し等の充実等を図ること、加えて従業員等による接客サービスの向上が求められている。このような取組みは、高齢者、障害者のみならず、全ての利用者にとって、ホテル又は旅館の安全・安心・快適な利用につながる取組みでもある。

また、2018 年 10 月、車椅子利用者用客室の設置基準について、床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上かつ客室総数が 50 室以上のホテル又は旅館を建築する場合に必要な客室数がこれまでの「1 室以上」から「建築する客室総数の 1%以上」に改正され、2019 年 9 月 1 日の施行が予定されている。さらに車椅子利用者用客室等については、稼働率の向上を図ることや、高齢者、障害者等を含めた誰もが利用しやすい魅力ある快適な空間整備が求められ、多様なニーズに対応した様々な施設・客室の選択肢を増やすことが望まれている。

このような状況を踏まえて、高齢者、障害者等を含めた誰もが円滑に利用しやすい宿泊環境の整備を図ることを目的として、建築設計標準のホテル又は旅館に関連する内容について改正が行われ、「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）」（以下「追補版」という。）が策定されることとなった。

建築主、審査者、設計者、施設管理者には、建築設計標準並びに追補版を活用し、ホテル又は旅館における円滑な移動や利用等に関わる企画・設計や施設管理に必要な情報の収集等に努め、施設の新築・改修・維持管理、ホテル又は旅館への用途転用等の機会において、積極的に取り組んでいくことが必要となる。

今後におけるホテル又は旅館の企画・設計・施設管理にあたり、建築設計標準及び追補版が広く活用され、全ての人にとって使いやすい建築物の整備を図られることで、誰もが安心して快適に利用できる宿泊環境が実現されることが期待される。



# 目 次

## 建築設計標準の主旨と今回の改正について

### 1. ホテル又は旅館の施設全体の計画のポイント

#### 1.1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方

- (1) 全ての人に使いやすい建築物の計画、設計について ..... 1
- (2) ソフトとハードの相互補完と対応について ..... 5
- (3) 計画・設計情報の収集・反映と蓄積、展開について ..... 7

#### 1.2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント

- (1) 多様なニーズへの対応に向けて建築計画に際し考慮すべき項目 ..... 8
- (2) 建築計画の手順 ..... 8
- (3) 建築計画の要点 ..... 25
- (4) ホテル又は旅館の計画・設計のポイント ..... 27
- (5) ホテル又は旅館の単位空間等の設計 ..... 29
- (6) 災害時の避難・誘導 ..... 35
- (7) 改善・改修のチェックポイント ..... 38

### 2. 客室

基準 ..... 40

設計の考え方・設計のポイント ..... 41

#### 2.1 客室の設計標準

- (1) 車椅子利用者用客室 ..... 42
- (2) 一般客室 ..... 59
- (3) 案内表示、情報伝達設備等 ..... 63

#### 2.2 改善・改修のポイント

- (1) 車椅子利用者用客室 [改修] ..... 65
- (2) 一般客室 [改修] ..... 71

2.3 ソフト面の工夫 ..... 72

### 3. 設計事例集

#### ■ 巻末資料

バリアフリー建築設計標準チェックリスト(ホテル・旅館編)  
客室・浴室等に関する国際的な基準

今年3月公表時までには作成予定



---

## 建築設計標準の主旨と今回の改正について

### (1) 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」とは

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成 29 年（2017 年）3 月版）」（以下「建築設計標準」という。）は、すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、利用者をはじめ、建築主、審査者、設計者、施設管理者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたものである。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律においては、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（特別特定建築物）で一定の規模以上のものに対して建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けるとともに、多数の者が利用する建築物（特定建築物）に対しては同基準への適合に努めなければならないこととしている。また、高齢者、障害者等がより円滑に建築物を利用できるようにするため、誘導すべき基準として、建築物移動等円滑化誘導基準を定めている。

建築設計標準では、高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた設計の基本思想や、設計を進める上での実務上の主要なポイント、建築物移動等円滑化基準を実際の設計に反映する際に考慮すべき内容、建築物のバリアフリーの標準的な内容を、図表や設計例を交えて解説することとしている。加えて、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者のニーズに応えるため、施設の実情に応じて設計時に考慮することが望ましい留意点を掲載している。

### (2) 今回の改正の背景と位置づけ

- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や、国際パラリンピック委員会（IPC）及び障害者団体等の要望等を契機に、高齢者、障害者等がより円滑にホテル又は旅館を利用できる環境整備を推進するため、国土交通省は、2017 年 12 月から学識経験者、障害者団体等、施設管理者団体等から構成される「ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直しに関する検討会（以下「前回の検討会」という。）」を行った。前回の検討会においては、ホテル・旅館の施設管理者や障害者団体等へのアンケート調査等を踏まえ、2018 年 6 月、ホテル・旅館のバリアフリー化を総合的に推進するため、
  - ・ バリアフリー客室の客室設置数に係る基準の見直し（政令改正）
  - ・ バリアフリー客室に係る建築設計標準の充実・普及（※バリアフリー客室＝車椅子使用者用客室）といった内容を含む対応方針がとりまとめられた。
  
- 1 点目については、車椅子使用者用客室の設置基準（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 15 条第 1 項）について、床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上かつ客室総数が 50 以上のホテル又は旅館を建築する場合、現行では、1 以上の車椅子使用者用客室を設けなければならないところ、建築する客室総数の 1%以上の車椅子使用者用客室を設けなければならないと改正され、平成 31 年 9 月に施行される。（2018 年 10 月 19 日公布、2019 年 9 月 1 日施行）

---

○ 2点目については、前回の検討会において抽出された以下に示す要望及び課題を踏まえて「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会」を設置し、「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）」（以下「追補版」という。）の策定に向けて、下記の充実すべき内容について検討を行った。

- ・複数のバリアフリー客室のニーズへの対応
- ・バリアフリー客室の稼働率が低いことへの対応
- ・バリアフリー客室の快適性・デザイン性等、設計上の配慮の必要性
- ・多様なニーズ（広さ、設備、価格等）に対応した客室の不足への対応
- ・バリアフリーに配慮した一般客室が少ないことへの対応
- ・段差解消等の共用部のバリアフリー化やソフト面の対応

### （３）追補版の主な改正事項

追補版は、高齢者、障害者等を含めた誰もが円滑に利用しやすい宿泊環境の整備を図る目的として、建築設計標準（平成29年（2017年）3月版）のホテル・旅館に関連する下記の内容の充実を図り、追補するものである。

- ① 車椅子利用者用客室設置数の基準見直しの反映
- ② 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加
- ③ 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫、共用部分に関する配慮事項の追加
- ④ 新築・改修、ホテル・旅館等、水廻りの構成等の各特徴に応じた、多様な優良事例の追加

### （４）追補版の構成と使い方

追補版は全ての人にとって使いやすいホテル又は旅館の整備にあたり、高齢者や障害者等の円滑な移動等の設計上の配慮について、建築主及び設計者の企画・設計の実務や施設管理者の施設管理・改修等に役立ててもらおう等、広く有効活用していただくための手引きとなるよう、とりまとめたものである。

追補版の構成は「1. ホテル又は旅館の施設全体の計画のポイント」「2. 客室」「3. 設計事例集」の3つの章立てになっており、追補版の「1.2（4）ホテル又は旅館の単位空間等の設計」については、建築設計標準（平成29年（2017年）3月版）の一部を参照先としている。

「1. ホテル又は旅館の施設全体の計画のポイント」「2. 客室」については、ホテル又は旅館における建築計画の手順・要点や客室・共用部分における設計のポイント（ソフト面の適切な対応を含む）について、一般的な考え方及びその手法を示したものである。このため、ホテル又は旅館における個々のプロジェクトの背景、特徴、目標設定（利用対象・営業形態等）や諸条件に応じて、建築主、審査者、設計者、施設管理者等のそれぞれの立場で追補版を参照しながら、適切なバリアフリー対応を検討することが望まれる。

「3. 設計事例集」については、建築物全体としてバリアフリー対応に優れた事例を選定し、バリアフリー対応の取組方法、快適性・デザイン性を踏まえたきめ細やかな設計上の配慮事項、魅力ある施設づくりにつながる効果的なバリアフリー改修等、幅広い設計情報を提供している。

巻末資料の「バリアフリー建築設計標準 チェックシート（ホテル・旅館編）」については、実務に向けたセルフチェックや建築主、設計者、審査者、施設管理者等の間で共有できるツールとしてご活用いただけるものとしている。



## 1. ホテル又は旅館の施設全体の計画のポイント



# 1. ホテル又は旅館の施設全体の計画のポイント

## 1. 1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方

### (1) 全ての人に使いやすい建築物の計画、設計について

#### ① 全ての人に使いやすい建築物を目指した考え方

- ・建築物には、可能な限りあらゆる地域住民の利用を想定しておくことが望まれる。全ての人に使いやすい建築物とは、地域で生活し、あるいは地域を移動する全ての人々が利用しやすいことを目標として整備された建築物のことである。その範囲は、公共施設、民間施設を問わず、また、働く場であるか、遊ぶ場であるか、学ぶ場であるかを問わず、地域に存在する大半の建築物で、全ての人に使いやすい建築物を目指す必要がある。
- ・建築物の整備あるいは改修において、全ての人々の公平な利用に供することは容易なことではないが、地域住民・建築主・施設管理者・設計者・行政等、様々な人々が、それぞれの立場で協力し合い、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した物理的環境の整備を図ることが求められる。
- ・建築主・施設管理者や設計者には、建築設計標準を参考にしながらも、画一的に適用するのではなく、想定される利用者の特性や施設用途、あるいは工事費や立地環境等を十分に考慮して整備方法を工夫し、建築物の計画・設計を行うことが求められる。
- ・地方公共団体等の行政には、地域住民の福祉の増進を図る観点から、建築物のバリアフリー化整備を促進するための必要な支援措置の策定や条例の制定、個別の建築物に対するバリアフリー法や福祉のまちづくり条例に係る審査・検査が求められる。またバリアフリー法の運用にあたって、建築設計標準を参考としつつ、地域の実情や建築物・敷地の形態等の諸条件を踏まえ、適切に指導等を行うことが求められる。

#### ② 高齢者、障害者等の対応の考え方

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）（以下「バリアフリー法」という。）において、高齢者、障害者等とは、「高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの、その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。」とされており、妊産婦、けが人等、一時的に制限を受ける人々や、身体の機能上の制限を受ける障害者に限らず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者も全てバリアフリー法に基づく施策の対象とされている。このような法的解釈のもとに、全ての人々の利用を考えることになる。
- ・バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、近年、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）の締結等の関連法制の整備がされたこと、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催等を契機として、共生社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を推進するとともに、高齢者、障害者等も含めて誰もが包摂され活躍できる社会の実現に向けた取り組みを進めることが必要となっている。
- ・全ての利用者のうち、特に高齢者、障害者、児童・乳幼児、外国人等については、施設・設備・情報のアクセシビリティ確保のために、その利用特性や多様で幅広い障害特性の種類を理解した上で設計に反映することが必要である。（利用者に応じて求められる配慮すべき事項及び建築的対応の考え方は、建築設計標準 第2部 第4章 基本寸法等を参照。）

## 1. 1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方

- ・車椅子使用者は、下肢・上肢、あるいは体幹の障害部位、車椅子を移動する推進力等によって、利用特性が異なる。
- ・視覚障害者は、受障年齢、視覚障害の内容、見え方、受障後の生活訓練体験、就労経験、外出頻度、単独での外出が可能であるか等によって、利用特性が異なる。
- ・聴覚障害者は、ろう者と中途聴覚障害者で手話、筆談等のコミュニケーション手段に相違が見られるが、情報伝達手段の必要性は共通である。
- ・知的障害者や発達障害者は、コミュニケーションや情報の発信・入手が不得手な人が多く、静かな環境等が確保できない場合に、物理的環境や周囲の人間関係からの不安を感じることがある。**発達障害者は、年齢や障害の特性により多様な状態像を示し、また置かれた環境により目に見える症状は異なる。**
- ・知的障害者及び発達障害者、精神障害者は、**動線・配置**や施設運営が分かりやすくないと、不安を感じることがある。
- ・児童は成人と体格の違いがあり、また、乳幼児は保護者との同伴が必要である。
- ・全ての人に公平に使いやすい建築物を計画するためには、こうした様々な利用者の利用特性を十分把握する必要がある。そのためには、建築主・施設管理者や設計者は、建築物の計画にあたって、必要に応じて地域住民、**高齢者、障害者等**の意見を十分に聴き、参画を求め、利用者のニーズを理解し、可能な限り全ての人に使いやすい建築物を実現するよう努める必要がある。
- ・また、高齢者、障害者等は、火災や地震等の非常時に特に避難上の制約を受けやすいので、専ら高齢者、障害者等が利用する建築物の計画に際しては、的確な情報伝達、安全な避難動線の確保、避難場所の整備等について、特に留意しなければならない。
- ・**バリアフリー対応を図るべき利用者に応じて建築物を計画し、設計する側があらかじめ留意すべき点については、以下に示す。**

対象者		建築的対応の考え方
①高齢者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・加齢による移動の困難、視認性の低下等への配慮が求められる</li> <li>・機器類の操作性の確保が求められる</li> </ul>
②身体障害者	肢体不自由者 (車いす使用者、杖使用者、上下肢障害者等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高低差がバリアとなるため、上下移動に対する配慮や、高低差・段の解消が求められる</li> <li>・スイッチ・ボタン類、機器類の操作性の確保、設置位置等への配慮が求められる</li> <li>・上肢障害者に対しては、設備や器具等の操作の容易性確保への配慮が求められる</li> </ul>
	視覚障害者 (全盲、弱視)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚情報を聴覚等の情報として伝達することが求められる</li> <li>・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさの確保等、建物の用途や運営方法に応じた建築的対応と、ガイドヘルプ・人的対応等のソフト面での対応が求められる</li> <li>・視覚障害者誘導用ブロック等や音声誘導装置の適切な配置など、安全確保、誘導、注意喚起への配慮が求められる</li> <li>・視覚障害者誘導用ブロック等の敷設方法、スイッチ・ボタン類等の位置、配置・形状の統一、標準化が求められる</li> </ul>

## 1. 1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方

対象者		建築的対応の考え方
	聴覚障害者 (聾者、難聴者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>音情報を視覚情報として伝達することが求められる</li> <li>建物の用途や運営方法に応じた建築的対応と、手話通訳・人的対応等のソフト面での対応が求められる</li> </ul>
	内部障害者 (腎臓、心臓、呼吸器障害、人工肛門・人工膀胱保有者等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>腎臓、心臓、呼吸器障害の内部障害者は、階段の昇降等が困難であるため、特に長い移動、上下移動に対する配慮が求められる</li> <li>人工肛門・人工膀胱保有者(オストメイト)に対しては、特に便所設備での配慮が求められる。(本設計標準では、「オストメイト対応」として記載している)</li> </ul>
③知的障害者		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさの確保等、建築物の用途や運営方法に応じた建築的対応と、人的対応等のソフト面での対応が求められる</li> <li>案内表示には、図記号(ピクトグラム)やひらがなの併記が求められる</li> </ul>
④精神障害者		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさの確保等、建築物の用途や運営方法に応じた建築的対応が求められるほか、人的対応等のソフト面での対応が求められる場合もある</li> <li>投薬や療養によって疲れやすい場合もあるため、休憩できる場(部屋やスペース)が必要となる</li> </ul>
⑤発達障害者		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさの確保等、建築物の用途や運営方法に応じた建築的対応と、人的対応等のソフト面での対応が求められる</li> <li>言葉による認知が難しいこともあるため、案内表示には、図記号(ピクトグラム)の併記が求められる</li> <li>音に敏感な障害であるため、一人で静かに過ごせる場(部屋やスペース)が必要となる。</li> <li>保護者等の同伴への配慮・工夫が求められる。</li> </ul>
⑥児童、乳幼児		<ul style="list-style-type: none"> <li>成人と体格が異なることから、安全性の確保が重要となる。また低い目線位置からの視認性、操作性の確保への配慮が求められる</li> <li>乳幼児は保護者同伴の場合が大半であるため、建築的な対応では乳幼児連れ利用者(保護者)への対応も求められる。特に便所等では、乳幼児連れ利用者が男性、女性両者の場合があることへの配慮が求められる(例:乳幼児用いす、乳幼児用おむつ交換台を男女両方の便所に設置する)</li> <li>ベビーカー利用に対する配慮が求められる</li> </ul>
⑦妊婦		<ul style="list-style-type: none"> <li>階段の昇降等が困難であるため、特に長い移動、上下移動への配慮が求められる</li> <li>足元が見えないこと、しゃがむ動作や前かがみの姿勢をとることが難しいこと等への配慮が求められる</li> </ul>
⑧外国人		<ul style="list-style-type: none"> <li>情報伝達上の配慮が求められる</li> <li>特に建築物の用途、運営方法に応じたソフト面での対応が求められる</li> <li>案内表示には、図記号(ピクトグラム)や多言語の併記が求められる</li> </ul>
⑨上記以外の市民		<ul style="list-style-type: none"> <li>身体の寸法には個性があり、また誰にも、けが・病気等によって一時的な障害が生じる可能性がある。</li> <li>誰にでも使いやすい建築物とするためには、様々な人体特性に配慮した環境整備を行うことが求められる。</li> </ul>

## 1. 1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方

**留意点：移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号）（一部抜粋）／平成30年10月19日公布、平成30年11月1日施行 下記の2は平成30年4月1日施行**

### 二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

施設設置管理者は、利用者の利便性及び安全性の向上を図る観点から、施設及び車両等の整備、利用者支援、適切な情報の提供並びに職員等関係者に対する適切な教育訓練について関係者と連携しながら、1から4までに掲げる各々の措置を適切に講ずることにより、移動等円滑化を進めることが必要である。

施設設置管理者は、施設及び車両等の整備に当たっては、移動等円滑化のために講ずる措置について具体的な実施計画を策定すること等により順次計画的に移動等円滑化を進めていくこと、高齢者、障害者等が障害のない者と共に利用できる形での施設整備を図るユニバーサルデザインの考え方に十分留意すること、高齢者、障害者等の意見を反映させるために可能な限り計画策定等への参画を得ること等必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。

#### 1 施設及び車両等の整備

移動等円滑化を図るためには、まず、施設及び車両等についてのハード面の整備が必要である。したがって、法では、施設設置管理者が、自らが設置し、又は建築物を新設等するときは、当該施設及び車両等の移動等円滑化基準への適合が義務付けられており、また、既存の施設等については、施設設置管理者は、当該施設等を移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

施設設置管理者が、施設及び車両等について移動等円滑化のために必要な措置を講ずる際には、次に掲げる観点が重要である。

- イ 高齢者、障害者等が施設内外の移動及び施設の利用を円滑に行うために必要な施設及び設備を整備し、連続した移動経路を一以上確保すること。また、経路確保に当たっては、高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の確保に配慮すること。
- ロ 便所等附属する設備を設置する場合は、一以上は障害者対応型にするなど、高齢者、障害者等の利用に配慮したものにすること。

なお、移動等円滑化基準に定められていない内容であっても、上記の観点等から移動等円滑化に資すると考えられる措置については、施設設置管理者はこれを積極的に実施していくよう努力することが望ましい。

また、建築物の移動等円滑化に関しては、移動等円滑化が義務化されていない特定建築物の移動等円滑化にも積極的に取り組むことが望ましい。特定建築物の新築時等における移動等円滑化に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した整備が求められているとともに、建築物ストックの長寿命化等その有効活用が求められていることから、誘導的な建築物移動等円滑化基準に適合する特定建築物について容積率の特例及び表示制度等を措置している認定特定建築物制度を積極的に活用することが望ましい。

#### 2 利用者支援

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、職員等関係者によるソフト面の利用者支援が必要である。

利用者支援を行う際には、利用者の意思を尊重し、敬意を持った対応を行うことが重要である。

このため、適切にコミュニケーションを取りながら、高齢者、障害者等の特性だけでなく、個人差や状況等によって異なる多様なニーズを把握することが必要である。その際、筆談やコミュニケーション支援ツールを活用するなど特性に応じたコミュニケーションをとることに留意する必要がある。また、利用者から支援を求められていないものの、困っている様子に気付いた場合には、声かけを行うとともに、支援を断られた場合であっても、安全性の確保等の観点から、見守ることが重要である。

#### 3 適切な情報の提供

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、施設設置管理者が利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要である。

その際には、利用する高齢者、障害者等のニーズ、施設及び設備の用途等に応じて、例えば、移動等円滑化基準への適合状況、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所や駐車施設の有無等の利用に当たって必要となる情報並びに緊急時の情報表示すること、また、聴覚情報としてはっきりした音声により聞き取りやすく放送すること、図記号又は平仮名による表示の併記等を行うこと、必要に応じて施設外からも見やすく表示すること等、分かりやすく提供することに留意する必要がある。さらに、必要な情報について事前に把握できるよう、施設及び設備等に関する情報についてインターネットやパンフレット等により提供することが望ましい。なお、各施設及び設備等に関する情報は、施設設置管理者が個別に提供するにとどまらず、一元化することにより、より利用しやすい形で提供できることから、必要に応じて施設設置管理者間で適切に連携し、共同して提供することが望ましい。

#### 4 職員等関係者に対する適切な教育訓練

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、職員等関係者によるソフト面の適切な対応が必要であることに鑑み、施設設置管理者は、その職員等関係者が高齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性を理解した上で、正当な理由なくこれらの者による施設等の利用を拒むことなく、円滑なコミュニケーションを確保する等適切な対応を行うよう継続的な教育訓練を実施する必要がある。

そのため、施設設置管理者は、高齢者、障害者等の意見を反映した対応マニュアルの整備及び計画的な研修の実施等をPDCAサイクルとして実施することにより、職員等関係者の教育訓練を更に充実させるよう努めるべきである。なお、その過程において、高齢者、障害者等の参画を得ることが望ましい。

## (2) ソフトとハードの相互補完と対応について

- ・ 全ての人に使いやすい建築物は、移動経路や利用居室等の建築的な対応によるハードの整備だけで達成されるものではない。建築物を利用するためには、ハードとソフトの両側面からの支援が必要であり、整備された建築物をより利用しやすくする運営管理・人的対応等のソフトを工夫することが重要となる。
- ・ ソフトによる工夫として、高齢者、障害者等の道路等から利用居室等への円滑な移動・施設の円滑な利用のための人的配置（案内・誘導の実施、筆談・手話通訳の実施等）、コミュニケーション支援のための備品や福祉用具の貸し出し等による支援、建築物のバリアフリー化等に係る情報提供等を総合的に計画することが考えられる。また、補助犬を利用している方々の施設利用について、十分に理解し、配慮する必要がある。児童や知的障害者等の利用が想定される場合には、利用を支援する職員配置にも留意する必要がある。
- ・ 非常時の安全対策には、建築・設備の配慮に加えて人的サポートも包含した、総合的なバリアフリーの観点に基づく情報伝達・避難システムの構築が必要である。
- ・ また、整備された建築物が適切に機能するよう、維持管理することも重要である。施設使用開始後に、利用者のニーズが増加したり多様化したりすることも考えられることから、利用者の意見を聞き、必要に応じて改善・改修することも考えなければならない。建築主・施設管理者には、施設使用開始後の改善・改修に柔軟に対応できるよう、維持管理、運営面での配慮が求められる。



**障害者差別解消法について**

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結（2014（平成26）年1月20日）に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013（平成25）年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、2016（平成28）年4月1日から施行された。

**① 「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」**

障害者差別解消法では、国・都道府県・市町村等の役所や、会社等の事業者が、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止している。

また、国・都道府県・市町村等の役所や、会社等の事業者に対して、障害者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めている。

**② 合理的配慮と建築物のバリアフリー化の関係**

障害者差別解消法では、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として、バリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化等の実施（事前的改善）が求められている。

**■ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（抜粋）**

**第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項**

**3 合理的配慮 (1) 合理的配慮の基本的な考え方**

エ 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備（「第5」において後述）を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

**第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項**

**1 環境の整備**

法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。新しい技術開発が環境の整備に係る投資負担の軽減をもたらすことから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待される。また、環境の整備には、ハード面のみならず、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれることが重要である。

障害者差別の解消のための取組は、このような環境の整備を行うための施策と連携しながら進められることが重要であり、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等、環境の整備の施策を着実に進めることが必要である。

（参考資料、図の出典：障害者差別解消法リーフレット（内閣府））





**(3) 計画・設計情報の収集・反映と蓄積、展開について**

- ・高齢化や「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方が進展する中、バリアフリー化を進めるためには、具体的な施策や措置の内容について、関係する高齢者、障害者等の参加のもとで検証し、その結果に基づき新たな施策や措置を講じることにより、段階的・継続的な発展を図ることが重要であり、このような考え方は「スパイラルアップ」と呼ばれている。
- ・全ての人を使いやすい建築物を整備するためには、**計画・設計・施工・完成の各段階において、高齢者・障害者等の参加による検証**で得た情報等の収集と蓄積を図ることが重要となる。
- ・また、施設使用開始後に利用者や施設管理者の意見を聞き、必要に応じて当該施設での改修・改善を行うとともに、これらの過程で得た情報を蓄積することも重要となる。利用者個人の経験に係る情報も、重要な設計情報である。
- ・建築主・施設管理者、設計者、行政には、これらの情報収集・蓄積と公開に努め、次の新築設計・改修設計等に反映し、**さらに使いやすく**、よりよい建築物、生活環境の整備に努めることが求められる。
- ・利用者のニーズにきめ細やかに対応した建築物の設計・整備や運営管理は、こうした作業を繰り返すこと（スパイラルアップ）によって達成されるものである。

## 1. 2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント

---

### (1) 多様なニーズへの対応に向けて建築計画に際し考慮すべき項目

#### ① 施設全体

---

- ・施設の種類（ホテル/旅館）、利用目的（観光/滞在/ビジネス等）、立地条件（都市/観光地）、規模、工事の内容（新築/改修）等の条件を考慮すること

#### ② 車椅子利用者用客室

---

- ・バリアフリー対応に加え、快適性やデザイン性に配慮した設計上の工夫を行うこと
- ・便所、浴室等、水廻り空間のバリアフリー対応の充実を図ること

#### ③ 一般客室

---

- ・車椅子利用者や視覚障害者、聴覚障害者等、多様な利用者に配慮した一般客室の整備を行うこと

#### ④ 共用部分

---

- ・客室のバリアフリー化に伴った、共用部分の適切な整備を実施すること

#### ⑤ ソフト面での対応

---

- ・多様な利用者が円滑に施設を利用できるよう、施設管理者側がバリアフリーに関する情報提供や人的対応等のソフト面での対応を行うことを考慮した計画とすること

#### ⑥ 改善・改修

---

- ・高齢者、障害者等が利用しやすい客室とするための段差解消の方法や運営しながらの改修実施の方法を検討すること

### (2) 建築計画の手順

- ・多様なニーズへの対応に向けて建築計画に際し考慮すべき項目を実現するための具体的方策については、次の①～⑨に示す。

#### ① 整備方針を設定する - ホテル又は旅館の事業計画にバリアフリーの観点を盛り込む

---

- ・高齢者、障害者等が、他の利用者と等しく外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められている。
- ・高齢者、障害者等のホテル又は旅館に対するニーズは、できるだけ安価に宿泊すること（例：ビジネス出張）から、宿泊等を楽しむことなど様々であるが、これらの機会を他の利用者と等しく享受できることが重要となる。
- ・そのためホテル又は旅館のバリアフリー化については、高齢者、障害者等を含む全ての利用者に公平に対応することを原則とする。ただしホテル又は旅館の立地条件、用途・規模、新築・改修によって、バリアフリーに係る整備方針は異なることに留意が必要である。
- ・高齢者、障害者等がより円滑にホテル又は旅館を利用できる環境整備にあたっては、施設全体のバリアフリー対応の様々な配慮を行うこと、魅力ある車椅子利用者用客室及び高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮した一般客室を整備すること、施設内の情報伝達手段や貸し出し等の充実等を行うこと等が求められており、このような取組みは、高齢者、障害者のみならず、**全ての利用者にとって、ホテル又は旅館の安全・安心・快適な利用につながる取り組みでもある。**
- ・特に車椅子利用者用客室については、これまで一部の施設において、他の客室より高い宿

泊費設定やデザイン上の配慮の不足する内装等により、利用者にとっては利用しにくい場合があることや、また一方で施設運営者にとっては稼働率が低いことが課題となっている。

- ・そこで今後は、車椅子利用者だけでなく誰もが使いやすく、魅力的で快適な車椅子利用者用客室を提供することや、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室を多く提供すること等により、高齢者、障害者等が利用できる客室の選択肢を提供することが、利用者・施設運営者双方にとって重要となる。
- ・一方で、建築部位や客室等の単位空間のバリアフリー化のみを目標とし、部分的な整備に目をうばわれると、建築物全体の安全かつ円滑な移動、利用のしやすさ等の確保が不十分になる。常に建築物全体の安全かつ円滑な移動、利用しやすさ等を念頭に置いて、計画・設計を行うことが重要となる。

### 留意点：車椅子利用者用客室の稼働率向上に向けた運営方法の工夫

- ・車椅子利用者用客室の稼働率向上に向けては、客室の魅力や快適性向上への配慮に加え、付加価値を与えることや、室名・販売方法等の運営方法を工夫すること等も有効である。

## ② 利用者の特性とニーズを把握する

- ・利用者の特性や利用者ニーズを適切に把握し、これらを反映した計画を行うためには、利用者の意見を聴取し、計画・設計への参画を求めることが必要である。ホテル又は旅館においては、宿泊客（客室の利用者）となる高齢者、障害者等、宿泊はしないがレストラン・食堂、宴会場・バンケットホール、共同浴室等を一時的に利用する高齢者、障害者等の意見を聴取することが考えられる。
- ・また計画・設計の段階において、建築主、高齢者、障害者等の利用者、設計者や施工者等が参加して意見交換を行い、当該施設での対応方針を検討する場を設けることや、モックアップ（実物大の模型・試作）や動作検証を行い、計画・設計に反映することも必要である。
- ・意見聴取は、意見を設計に反映することができるよう早い段階で行い、十分な時間的余裕を持つことが重要となる。また、意見聴取の際には、障害者の状態に応じて、ゆっくり話す、手書き文字、筆談・手話通訳・要約筆記を行う、わかりやすい表現に置き換える等、障害特性に合わせた方法で行うよう配慮する。

## ③ 法や条例に基づく基準、建築設計標準等で示した整備水準の適用を確認する

- ・バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準及び地方公共団体が制定しているバリアフリー条例や福祉のまちづくり条例の整備基準を遵守し、建築設計標準への適合・整合を検討し、確認する。
- ・条例やマニュアル等で設定された「望ましい整備」、「努力基準」等の基準に対応した整備が困難な場合には、その原因・理由を整理し、利用者からの問い合わせに対して、いつでも説明できるようにしておくことが必要である。
- ・バリアフリー法に基づく基準や条例、建築設計標準に掲げられている対応が全てではなく、利用者の特性やニーズの変化に対応した配慮も重要であり、立地や施設ごとに設計者が工夫しなければならないことも多く存在する。
- ・新築・改修を問わず、安全かつ円滑な移動、利用しやすさ等を広範かつ容易に確保するために、空間の効果的な活用方法等、経済性・効率性を加味した建築計画にも配慮し、確認することが重要である。

## 1. 2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント

### 留意点：バリアフリー法第14条第3項に基づく条例（地方条例）について

- ・バリアフリー法第14条第3項に基づき、地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、**特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築をしようとするとき、建築物移動等円滑化基準に適合する**といった国の定めた措置のみでは、建築物のバリアフリー化が十分には達成できないと判断した場合は、条例により、対象区域を設定して、以下の措置を講じることが可能である。

#### 【用途の追加】

- ・義務付け対象用途に政令上、特別特定建築物に含まれていない特定建築物用途（学校等）を追加すること

#### 【規模の引き下げ】

- ・義務付け対象規模を、政令で定める規模(原則2,000㎡)未満に設定すること

#### 【基準の強化】

- ・建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(建築物移動等円滑化基準)に必要な事項を付加すること
- ・ただし、特定建築物用途以外の用途（倉庫、一戸建て住宅等）を義務付け対象とすることや、建築物特定施設以外の施設に係る制限等、建築物特定施設と無関係な制限の付加はできない。

### 留意点：福祉のまちづくり条例等について

- ・全ての人が自らの意思で自由に移動できるよう生活環境等についてハード・ソフト両面から整備するために、地方自治法第14条に基づいて、福祉のまちづくり条例等の条例が全国の地方公共団体で施行されている。
- ・施設の用途や規模に応じ、福祉のまちづくり条例等に基づく協議や届け出を求められることがある。なお一般的に、バリアフリー法と福祉のまちづくり条例に係る行政側の窓口及び申請・届け出先は異なることに注意が必要である。
- ・福祉のまちづくり条例において、バリアフリー法や条例より高い水準を要求している場合もあり、ホテル又は旅館の計画にあたっては、各地方公共団体の福祉のまちづくり条例等の内容についても十分に理解し、必要に応じて協議・届け出等を行う必要がある。

## ④ 建築主・施設管理者、従業員等のバリアフリーに対する理解を促進する

- ・整備の方針を固めていく上で重要な点は、ホテル又は旅館の建築主・施設管理者、従業員（職員）等（以下「建築主等」）の理解である。物理的な対応と人的な対応の組み合わせ方、バリアフリー化に対する理解、ニーズの異なる利用者への適切な対応を図るためには、建築主等への教育が不可欠となる。
- ・高齢者、障害者等と共に行う施設利用の体験学習あるいはワークショップや**スタッフ研修**を通して、建築主等が、利用者特性や利用者のニーズを十分に理解することも必要である。

### 留意点：高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル 宿泊施設編

- ・観光庁では、観光関連事業における“ユニバーサルツーリズム”への対応必要性の増加を受け、高齢の方や障害のある方などを宿泊施設に迎えるための取組みの第一歩につながる、基礎的な内容を整理したマニュアルを2018年3月に発行した。
- ・このマニュアルでは、ユニバーサルツーリズムの必要性、障害ごとの特性と対応（障害の特性、日常生活で感じる不便、コミュニケーションの基本）、シーンごとの接遇のポイントが、わかりやすく示されている。

・ <http://www.mlit.go.jp/common/001226565.pdf>

### 留意点：発達障害、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック

- ・国土交通省では、公共交通機関、公共施設、商業施設などの建築物、公園や駐車場などで利用者に接する方々が、発達障害、知的障害、精神障害のある利用者の困難さを理解し、状況に応じて、適切な対応をするためのポイントを記載した参考書である「発達障害、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」（平成27年度改訂）を発行している。
- ・このハンドブックには、本ハンドブックの目的、障害の理解、基本の対応（コミュニケーション、パニック時、緊急時・異常時）、場面ごとの対応、トラブル時の対応、参考資料が示されている。

・ <http://www.mlit.go.jp/common/001130223.pdf>



⑤ 案内・誘導等に必要なる人的配置、情報提供等の方法に配慮する（ソフト面の工夫）

- ・敷地内及び建築物内での高齢者や車椅子使用者等の移動支援や、視覚障害者や聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者の案内・誘導等に必要なる人的配置、情報提供とコミュニケーション方法に配慮する。
- ・案内・誘導等の際には、以下のような配慮があることが望ましい。

< 共通 >

- ・事前情報提供、予約サービスの工夫や複数手段の問い合わせ対応等を行い、アクセシビリティを確保する。
- ・従業員（職員）のスタッフ研修を通して利用者特性やニーズを十分理解する必要がある。
- ・車椅子使用者や聴覚障害者、視覚障害者等が一般客室に宿泊する際には、より早い情報伝達や、停電・非常時の誘導や救助のしやすい位置の客室に案内することが望ましい。また障害者や外国人等が宿泊する際には、その客室位置について、従業員が十分に把握しておくことも必要である。

< 車椅子使用者等 >

- ・高齢者や杖使用者等の利用を想定し、施設内に車椅子を貸し出すことができるよう準備する。貸し出し車椅子の選定については、客室及び便所・浴室等への出入りが可能な大きさの車椅子とし、従業員は、貸し出し車椅子の全幅、客室及び便所・浴室等の出入口有効幅員を把握しておくことも運用上、必要である。
- ・食事の提供において、テーブル席のあるレストラン・食堂に車椅子使用者を案内することや、ビュッフェ形式の食べ物等を車椅子使用者が取る際のサポート等の配慮があることが望ましい。

< 視覚障害者等 >

- ・フロント等には、点字による施設の利用案内を準備することが望ましい。
- ・視覚障害者が宿泊する際には、非常時の客室内での対応策や情報伝達手段及び避難誘導について説明することが望ましい。
- ・視覚障害者が同伴者なく宿泊する際等には、エレベーターから近く、わかりやすい位置の客室に案内することが望ましい。着床階を客室カードキーで管理するエレベーターを設けている場合には、カードリーダー認識部の位置等を視覚障害者に説明する必要がある。
- ・視覚障害者が同伴者なく宿泊する際には、チェックイン時に客室に同行し、鍵の使い方（カードキーの裏表等）、照明や空調のスイッチ・リモコン等の位置・使い方、水栓や便器洗浄ボタン・レバー等の位置・使い方、シャンプー等のアメニティの区別等について、実際に宿泊者に手で触れてもらいながら説明する等の配慮があることが望ましい。

< 聴覚障害者等 >

- ・フロント等には、「聴覚障害者には筆談で対応します。」「聴覚障害者向けの備品の貸し出しがあります。」といった表示をすることが望ましい。
- ・フロント等には、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮した筆談ボード等を



## 1. 2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント

常備することが望ましい。また避難経路となる廊下や階段等において、夜間や停電等、十分な視認性を確保できない場合も想定し、筆談ボード等と懐中電灯等を準備する、蛍光型の筆談ボードとする、停電時の対応マニュアルを作成する等、避難誘導を容易に行うことのできるように準備することが望ましい。

- ・聴覚障害者が宿泊する際には、非常時の客室内での対応策や情報伝達手段（設備・機器の説明を含む）及び避難誘導について説明することや、説明資料を準備することが望ましい。

### <知的障害者、発達障害者、精神障害者等>

- ・フロント等には、筆談ボードのほか、言葉（文字と話言葉）による人とのコミュニケーションが困難な人に配慮したコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーション支援ボード等を常備することが望ましい。
- ・コミュニケーション支援用絵記号等については、JIS T 0103を参照。
- ・多様な利用者に配慮し、フロント又は客室には高齢者、障害者等にわかりやすいデザインで、室内の設備の使い方や備品の配置等を表示したイラスト入りの解説図等を準備することが望ましい。
- ・食事の提供においては、知的障害・発達障害・精神障害等の多様な利用者のニーズに応じた対応（例：食事を部屋食とすることや、個室（簡易な仕切りを含む）のあるレストランに案内すること）等の配慮があることが望ましい。

### 留意点：絵記号を用いたコミュニケーション

- ・知的障害者、発達障害者は、文字が多いと情報の整理が困難となり不安になるため、コミュニケーション支援ボード等を用いて、絵記号等を指差しすることを基本とし、文字で示す場合には長文は避け、短文とすることが望ましい。

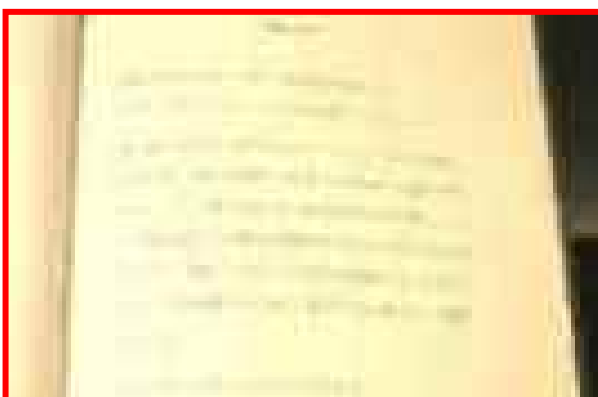
### <案内・誘導における配慮の例>



・貸し出し用車椅子（施設内用）



・筆談ボード：書いて消せる磁気式白板



・点字を併記した施設利用案内



・絵記号が併記されたベッドサイドキャビネットのスイッチコントロールパネル

⑥ 客室における備品の対応、貸し出しを計画する（ソフト面の工夫）

ホテル又は旅館の利用に際する、高齢者、障害者等のそれぞれの特性・一時的なニーズに対応するため、車椅子利用者用客室のみならず、一般客室を含めた、各客室に対する情報提供、コミュニケーション支援、入浴等の補助のための備品の貸し出し等のソフト面の工夫を行う。

(ア) 便房、浴室等の備品

- ・高齢者、肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）、妊産婦やけが人等の一時的に制限を受ける人々等が利用する際に、客室にシャワー用車椅子、入浴用いす、バスボード・移乗台、浴槽滑り止め用のマット、補高便座、手すり（工事を伴わないもの）等を貸し出すことができるよう、準備することが望ましい。
- ・便房、浴室等の備品を、複数の方が同時に利用することにも配慮する。

留意点：手すり（工事を伴わないもの）

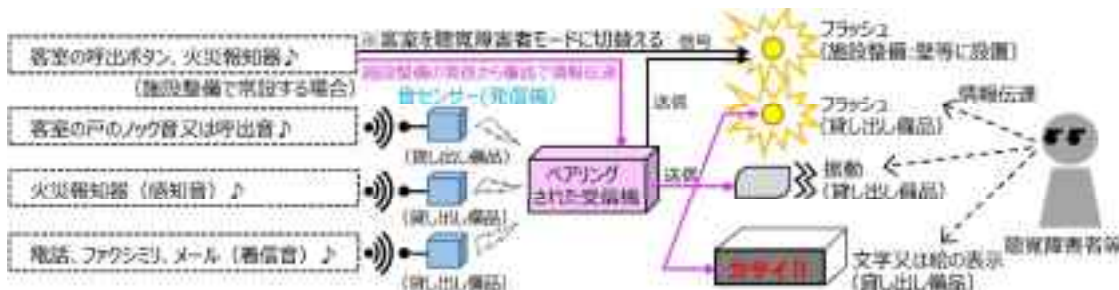
- ・手すり（工事を伴わないもの）としては、据置形手すり（床に置く手すり等）、留置形手すり（天井と床に突っ張らせて固定する手すり、便器に挟んで固定するトイレ用手すり、浴槽縁を挟んで固定する浴槽用手すり等）がある。

(イ) 室内信号装置

- ・聴覚障害者等に配慮し、室内信号装置（ドアロック、ドアベルやインターホン、電話の着信、目覚まし時計のアラーム等の音等を感知して、時計等の受信機器の光を点滅・振動させ、視覚情報や体感情報として伝える機器）を貸し出すことが望ましい。
- ・利用対象は聴覚障害者の宿泊する一部の客室であるが、室内信号装置等を貸し出しとする場合には、全ての客室に対応できるようにすることが望ましい。
- ・聴覚障害者に非常事態の発生を伝えるために、光警報装置や屋内信号装置がある。また筆談ボードは、緊急時のコミュニケーション手段として活用することができる。
- ・浴室内にも情報を伝えることを想定し、室内信号装置の受信機器として点滅する室内照明や防水型の受信機器等を準備することも考えられる。

留意点：室内信号装置のしくみ（聴覚障害者等への対応イメージ）

- ・各室ドアのノック又は呼び出し、火災報知器、電話・携帯メール等の各箇所に貸し出しの発信機を設置し、感知した情報を受信機が受け取り、フラッシュ光・振動・文字又は絵表示等の視覚情報や、体感情報で伝達する。また客室モード切替えにより、施設整備で対応する場合もある。



## 1. 2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント

### < 設計例 >



- ・緊急通報ボタン（左）と、従業員からの電話連絡に反応し、文字情報や光で火災等の発生を伝える装置



- ・来客（チャイム、ノック）、電話、スマートフォンやタブレット等のデバイスへの着信（画面の点灯に反応）、火災・緊急時に、文字と絵記号でお知らせするモニター（客室内のほか、浴室等に設置することができる。）



- ・戸に設けられた、来客（ノック）等の音を拾って光と振動でお知らせするノックセンサー（左）と、目覚まし・来客（ノックセンサー）・ファックス等を光で伝える時計型の受信機器（中央）、振動で伝える受信機器（右上）、送信機器（左下）（全室に貸し出し可能となっている。）

### (ウ) 電話機、タブレット端末等

- ・視覚障害者等に配慮し、大型の表示ボタンの電話機を設置又は貸し出すことが望ましい。
- ・聴覚障害者等に配慮し、ファクシミリやタブレット端末等を貸し出すことが望ましい。

#### 留意点：電話機、ファクシミリ

- ・電話機には、上肢の巧緻障害者等の利用のための呼気スイッチやペダル状のスイッチ等を取り付けることが可能なものもある。
- ・聴覚障害者等に配慮し、点滅灯付音量増幅装置やファクシミリを貸し出すことも考えられる。ファクシミリは、着信時に、フラッシュライトやバイブレーター等の聴覚障害者がわかる方法で知らせる機能がついているとよい。

#### 留意点：スマートフォン・タブレット端末、テレビ、携帯端末の活用

- ・客室に備えたスマートフォン・タブレット端末を利用して、フロントへの緊急連絡や問い合わせ等に文字（メール等）で対応する、テレビを利用して貸し出し備品を表示する等の取り組みを行っているホテル等がある。
- ・聴覚障害者の持つ携帯端末のメールアドレスを確認し、聴覚障害者に緊急時の情報を配信する、あるいは客室内の聴覚障害者からのフロントへの緊急連絡や問い合わせ等に対応することも考えられる。
- ・なお視覚障害者には、スマートフォン・タブレット端末等を使用しづらいため、これらの機器に頼らずに人的対応を行う必要がある場合もあることに留意する。



< 設計例 >



- ・多言語に対応し、スタッフへの連絡や、室内環境の調整可能なタブレット



- ・フロントと文字でのコミュニケーションができる、コミュニケーション支援アプリの入った貸し出し用のタブレット (UDトーク)

(エ) 補助犬用の備品

- ・補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）のための備品（犬用マット、水とえさ用のボウル等）を貸し出すことができるよう、準備することが望ましい。
- ・屋外に、補助犬の排泄用スペースを設けることが望ましい。

留意点：補助犬

- ・目の不自由な方の歩行のサポートをする「盲導犬」、身体の不自由な方の生活のサポートをする「介助犬」、耳の不自由な方に音を知らせる「聴導犬」の3種類の犬を補助犬という。
- ・2002（平成14）年に身体障害者補助犬法が施行され、スーパーやレストラン、ホテル等、不特定多数の人が出入りする民間施設等に、補助犬同伴の受け入れが義務付けられた。

## 1. 2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント



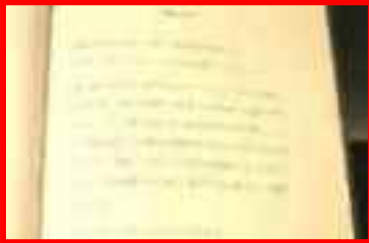

・以下に主な貸し出し備品の例を示す。

### <貸し出し備品の例>

#### ●フロント・ロビー等における使用備品又は貸し出し備品例

聴覚障害者等の利用			
案内・誘導等の意思疎通	・筆談ボード（磁気式のメモボード） 	・筆談ボード（感圧式の液晶パネル（電子黒板）） 	
高齢者、車椅子使用者、下肢障害者等の利用			
館内移動	・車椅子（施設内用） 	・車椅子（施設内用）及び杖 （玄関付近に据置きした場合、直ぐに使用可能） 	



#### ●客室内ベッドルームにおける貸し出し備品例

高齢者、車椅子使用者、上下肢障害者等の利用			
便所・浴室等の出入り	・段差解消のための据置きスロープ  設置前                      設置後	ベッドへの移乗	・ベッド用補助手すり 
視覚障害者等の利用		補助犬ユーザーの利用	
施設利用案内の把握	・点字を併記した施設利用案内 	補助犬用用具	・補助犬用マット、水と餌用のボウル 

●客室内浴室又はシャワー室（浴室等）、共用浴室における貸し出し備品例

高齢者、車椅子使用者、下肢障害者等の利用			
浴室等への 出入り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シャワー用車椅子（自走式）</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シャワー用車椅子（トイレ兼用型）</li> </ul> 	
座って身体 を洗う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴用椅子（背もたれ有り）</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴用椅子（背もたれ無し）</li> </ul> 	
浴槽への 出入り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴台（バスボード、浴槽滑り止めマット）</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽内椅子、浴槽滑り止めマット</li> </ul> 	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴台（移乗台）</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽用手すり</li> </ul> 	

●客室内便所における貸し出し備品例

高齢者、車椅子使用者、上下肢障害者等の利用			
便座への 移乗補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組立固定式の据置形手すり</li> </ul>  <p>※これ以外に着脱式手すり、床に置く据置形手すり等がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腰掛便座の背もたれ</li> <li>・着脱式手すり</li> </ul>	<p>座位を保つための姿勢の安定の補助 便座への移乗補助</p> 

1. 2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント

●客室内の情報伝達設備の貸し出し備品例

聴覚障害者等の利用

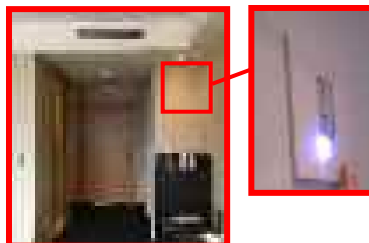
来客、電話、呼出し、非常時のお知らせ

・室内信号装置（貸し出し）



・室内信号装置（施設整備）

※左の貸し出し備品からの送信でも使用可能



・室内信号装置（貸し出し）



・室内信号装置（貸し出し）



・ドアノックセンサー（貸し出し）



・文字と絵の表示（貸し出し）



フロント等との連絡

・タブレット、スマートフォン



・タブレット（客室内設備のコントローラー付き）



## ⑦ 火災や地震等、非常時の対応を考える

- ・ホテル又は旅館において、非常時に全ての利用者が安全に速やかに避難するためには、非常事態（火災、地震、津波等）であることを、利用者の混乱防止に配慮した上で速やかに伝達する必要がある。特に、視覚障害者や聴覚障害者、外国人等に情報伝達を行うための配慮が重要となる。
- ・情報伝達、避難誘導、避難支援においては、その必要性がわかりにくい知的障害者、発達障害者等がいることにも留意する必要がある。また避難に時間を要し、避難介助を必要とする高齢者、障害者等に対する避難誘導、避難支援を行うための配慮も重要となる。
- ・そこで、各地域の状況や施設の計画・設計内容を反映しつつ、高齢者、障害者等の避難上の制約を有する利用者を含む全ての利用者に対する、避難・誘導方法のマニュアル等を作成する。
- ・マニュアル等には高齢者、障害者等を含む全ての利用者に対する非常時の情報伝達、避難誘導、避難支援のための手段・方法、人的配置・役割分担等を計画する。
- ・マニュアル等の作成においては、従業員の数が少ない夜間に停電・災害が発生した場合や宿泊客の避難誘導・避難支援が必要な場合に、出勤が可能な従業員リストや緊急連絡体制表等を作成する等、対応方法を予め検討することが望ましい。
- ・従業員（職員）だけでは避難支援が困難な場合もあることから、中央管理室又は防災センターの要員や自衛消防組織と連携することや、必要に応じて、周辺建築物の施設管理者や自治会等との避難協定・協力関係を結ぶこと等が望ましい。
- ・ホテル又は旅館に、火災時に一時的な安全を確保するための一時待避スペース（p.37参照）を設けた場合には、避難訓練時に、車椅子や情報伝達設備等を用いて、高齢者、障害者等の避難誘導の方法等について確認することが重要となる。

## &lt;備品の例&gt;



・災害時に要援護者やけが人が上層階から避難させるための階段避難車

**留意点：自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン**

- ・観光施設や宿泊施設等が、日本人旅行者に対するのと同程度迅速性と正確性をもって、訪日外国人旅行者への情報提供や避難誘導を行うことを目指して、観光施設や宿泊施設が作成している初動対応マニュアルに、訪日外国人旅行者対応を盛り込む際のガイドラインを2014年10月に発行した。
- ・本マニュアル策定ガイドラインは主に自然災害を想定して作成されており、具体的には地震・津波、風水害・火山噴火等を対象としており、訪日外国人旅行者に関する基礎知識、初動対応、平常時からの準備、情報提供、対応マニュアル参考事例集、事前・事後チェックリスト等が示されている。
- ・<http://www.mlit.go.jp/common/001058526.pdf>



## 1. 2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント

### 留意点：外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン

- ・消防庁では、「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」を2018年3月に策定した。
- ・多数の外国人来訪者等の利用が想定される駅・空港や、競技場、旅館・ホテル等で、火災や地震が発生した際の災害情報の伝達及び避難誘導について、外国人来訪者や障害者等に配慮した効果的な自衛消防体制を整備するため、当該施設において取り組むことが望ましい事項が以下のように示されている。
  1. デジタルサイネージやスマートフォンアプリ、フリップボード等の活用などによる災害情報や避難誘導に関する情報の多言語化・文字等による視覚化
  2. 障害など施設利用者の様々な特性に応じた避難誘導（避難の際のサポート等）
  3. 外国人来訪者や障害者等に配慮した避難誘導等に関する従業員等への教育・訓練の実施
- ・また2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、本ガイドラインを駅・空港や競技場、旅館・ホテル等の関係施設に周知するとともに、各施設における取組を促していくとされている。
- ・ [http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/h29/gaikoku\\_hinan/houkoku/gaidorain.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/gaikoku_hinan/houkoku/gaidorain.pdf)
- ・ [http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_21/pdf/leaflet01.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_21/pdf/leaflet01.pdf)
- ・ [http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/h29/gaikoku\\_hinan/houkoku/gaidorain\\_tebiki.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/gaikoku_hinan/houkoku/gaidorain_tebiki.pdf)



### ⑧ 情報発信の実施、利用者のニーズの蓄積を活かす

- ・高齢者、障害者等がホテル又は旅館を利用する際には、事前に自らが様々なバリアフリーに配慮した施設情報を確認した上で、障害特性や利用目的等のニーズに応じて、宿泊・利用できるかを判断し施設を選択することが必要となる。
- ・そのため、車椅子使用者用客室の有無やその概要（段差・寸法等）、便所や浴室等の手すりの配置状況、一般客室や施設全体のバリアフリー化状況と備品等の貸し出し状況、及び、人的対応等のソフト面の基本的な情報について、施設のパンフレットやホームページ等での情報発信を計画する。
- ・情報を発信する場合には、情報が煩雑にならないよう、情報の見やすさ、分かりやすさに配慮することが大切である。また「段差がある」、「設備や備品等が無い」、「対応が難しい」といった情報も高齢者、障害者等が施設の利用可否を判断する上で重要な情報となるため、全ての情報を発信することが重要である。
- ・車椅子使用者用客室の情報発信の際には、誰もが使用しやすいネーミングの工夫等（ユニバーサルルーム等）が必要である。
- ・利用者目線に立った効果的な情報発信につなげるためには、間取り図や写真・動画を用いて、室内の状況や具体的な寸法、設備や備品等の情報を視覚的に発信することが有効である。
- ・また高齢者、障害者等の予約時には、どのような配慮を必要とするか確認するほか、どのような備品の貸し出しや人的対応が可能か（あるいは難しいか）等について説明・提案することが望ましい。
- ・さらに利用者のニーズを継続的に把握・蓄積し、改善・改修やソフト面の工夫、情報発信内容の充実を活かしていくことが望まれる。



**留意点：宿泊施設におけるバリアフリー情報提供の努力義務化への対応について**

・2018年5月に公布され、11月より施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第32号）において、「建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等にたいし、これらの者が当該新築特別特定建築物を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するように努めなければならない。」とされたところであり、特別特定建築物に該当するホテル又は旅館におけるバリアフリー情報の提供が努力義務化された。

・宿泊施設に係るバリアフリー情報の公表については、移動等円滑化基準への適合状況を公表することが基本となるが、障害者等の円滑な施設利用を促進とする観点から、可能な限り、人的対応・サービスの可否や、基準を満たさない項目も含めてその仕様等を積極的に発信し、下記の点についても留意することが望ましい。

1. 各施設のホームページ等への掲載に加え、海外への情報発信も可能となるような旅行業者を活用するなど、利用者の利便性に配慮すること。
2. 移動等円滑化基準に完全には適合しない客室であっても、一定の支援設備や人的対応等により、障害者等の利用が可能と考えられる客室については、その仕様等も含め積極的に発信すること。
3. 利用者の分かりやすさに配慮し、客室の写真・動画等も積極的に活用すること。

**留意点：宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル ～実践に向けた手引き～**

・観光庁では、高齢の方や障害のある方が宿泊施設を利用できるかどうかを事前に判断することができるよう、宿泊施設がバリアフリー情報の発信に取り組む実践に向けた手引きとして、情報発信の必要性や取組みの方法を整理したマニュアルを2018年8月に発行した。

・マニュアルでは、バリアフリー情報発信の必要性、宿泊施設の情報に対するニーズ、バリアフリー情報発信のポイントがわかりやすく整理されているほか、巻末資料として、宿泊施設のセルフチェック・情報収集のための『チェックシート』が添付されている。

・<http://www.mlit.go.jp/common/001250845.pdf>



## 1. 2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント

・ホテル又は旅館のバリアフリー化を図るためには、施設等についてのハード面の整備のみならず、施設管理者が利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要である。

このために、施設管理者及び設計者等がホテル又は旅館の建築等を行う際には、宿泊利用するための高齢者、障害者等のニーズや施設及び設備等に関する必要な情報提供の項目を予め十分理解した上で、設計の与条件（目標設定）を定めて、建物完成後に施設管理者が利用者に対して適切な情報の提供ができるよう留意しながら、設計・計画に取り組む必要がある。

なお、バリアフリー対応の必要な情報提供項目の例については、下表に示す。

### <ホテル又は旅館のHP等の施設案内上における、バリアフリー対応の情報提供項目の例>

※：「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル ～実践に向けた手引き～」(観光庁)に添付されるチェックシートと共通する項目

■：特に重点的に情報提供をすることが望ましい項目

	チェック項目	チェック欄	障害種別
事前情報 予約サービス	<input type="checkbox"/> HP等でバリアフリー情報の提供	(日本語) 有・無 (外国語) 有・無	国内外の障害の方 訪日外国人
	<input type="checkbox"/> Web予約システムの提供	有・無	聴覚障害の方
	<input type="checkbox"/> 電話、メール、fax等複数手段を用意。	可・否	聴覚障害の方
	<input type="checkbox"/> 車椅子使用者用客室の指定優先予約	可・否	肢体不自由の方 車椅子使用の方
車椅子使用者用客室 (バリアフリールーム、ユニバーサルルーム等の名称を工夫)	<input type="checkbox"/> 車椅子使用者用客室の部屋数*	_____ 室	肢体不自由の方 車椅子使用の方
	<input type="checkbox"/> 客室面積	_____ m2	
	<input type="checkbox"/> 間取り図（介助者の宿泊の可否・浴室等の形式（浴槽の有無、洗い場の有無）・車椅子回転スペース等）	有・無	
	<input type="checkbox"/> 客室出入口の有効幅*	_____ cm	
	<input type="checkbox"/> 浴室又はシャワー室出入口の有効幅	_____ cm	
	<input type="checkbox"/> 便所出入口の有効幅	_____ cm	
	<input type="checkbox"/> 手すりの設置（浴室又はシャワー室）	有・無	
	<input type="checkbox"/> 手すりの設置（腰掛け便座の左右等）	有・無	
一般客室	<input type="checkbox"/> 高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室の部屋数*	_____ 室	肢体不自由の方 車椅子使用の方
	<input type="checkbox"/> 客室面積	_____ m2	
	<input type="checkbox"/> 間取り図（介助者の宿泊の可否・浴室等の形式（浴槽の有無、洗い場の有無）・車椅子回転スペース等）	有・無	
	<input type="checkbox"/> 客室出入口の有効幅*	_____ cm	
	<input type="checkbox"/> 浴室又はシャワー室出入口の有効幅*	_____ cm	
	<input type="checkbox"/> 便所出入口の有効幅*	_____ cm	
	<input type="checkbox"/> 手すりの設置（浴室又はシャワー室）*	有・無	
	<input type="checkbox"/> 手すりの設置（腰掛け便座の左右等）*	有・無	
客室共通	<input type="checkbox"/> 客室内の非常時警報ランプ又は呼び出し用バイブレーション*	有・無	聴覚障害者の方
	<input type="checkbox"/> 字幕表示ボタン付きリモコン*	有・無	
	<input type="checkbox"/> 客室のドアに表示される部屋番号の点字表示または立体表示（浮き彫り）*	有・無	視覚障害者の方



1. 2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント

	チェック項目	チェック欄	障害種別等
共用部	<input type="checkbox"/> 障害者用駐車スペース（専用スペース）※	有・無	肢体不自由の方 車椅子使用の方
	<input type="checkbox"/> 施設内の段差解消※	有・無 段差____cm	
	<input type="checkbox"/> 建物入口の段差解消※	有・無 段差____cm	
	<input type="checkbox"/> 建物入口の視覚障害者誘導ブロック、又は音声案内※	有・無	視覚障害者の方
	<input type="checkbox"/> 身体障害者用付加仕様エレベーター（かご内の車椅子用副操作盤、音声案内※、点字表示名※、方向表示灯、手すり、鏡等）	有・無	車椅子使用の方 視覚障害者の方 聴覚障害者の方
	<input type="checkbox"/> 階段の手すり※	有・無	
	<input type="checkbox"/> 出入口の呼び付きインターホン、誘導	有・無	視覚障害者の方
大浴場	<input type="checkbox"/> 客室から大浴場までの段差解消※	有・無	肢体不自由の方 車椅子使用の方
	<input type="checkbox"/> 大浴場内の手すり※	有・無	
	<input type="checkbox"/> 同行者との同伴入浴が可能な貸切風呂※	有・無	その他全般
食堂等（宴会場）	<input type="checkbox"/> 客室又は施設内通路から食堂等（宴会場）までの段差解消※	有・無	肢体不自由の方 車椅子使用の方
	<input type="checkbox"/> 車椅子で食事可能なテーブル席※	有・無	
共用トイレ	<input type="checkbox"/> 車椅子対応の共用トイレ（男女兼用又はそれぞれ男女別）※	有・無	肢体不自由の方 車椅子使用の方
	<input type="checkbox"/> オストメイト用設備を有する便房※	有・無	
貸し出し備品	<input type="checkbox"/> 車椅子の貸し出し※	有・無	肢体不自由の方 車椅子使用の方
	<input type="checkbox"/> 入浴備品の貸出（シャワーチェア、シャワーキャリー、移乗台、入浴用リフト等）※	有・無	
人的対応サービスの可否（一般）	<input type="checkbox"/> 電話、FAX、メール等の複数の問合せ手段※	可・否	聴覚障害者の方
	<input type="checkbox"/> 従業員による筆談対応※	可・否	
	<input type="checkbox"/> 従業員による手話対応※	可・否	
	<input type="checkbox"/> 従業員による視覚障害者等のサポート（客室までの誘導、館内説明、移動時の介助等）※	可・否	視覚障害者の方
	<input type="checkbox"/> 多国語対応※	可・否 対応言語（____語）	訪日外国人
人的対応サービスの可否（食事）	<input type="checkbox"/> 部屋食の提供※	可・否	その他全般
	<input type="checkbox"/> 食事の提供のフレキシブルな対応※	可・否	
	<input type="checkbox"/> 食事の食品成分表示※	可・否	
	<input type="checkbox"/> 食堂等（宴会場）における従業員による介助・サポート※	可・否	肢体不自由の方 車椅子使用の方

<高齢者、障害者等の宿泊利用時にお知らせする情報提供項目の例>

	チェック項目	チェック欄	障害種別等
貸し出し備品	<input type="checkbox"/> バリアフリー関連の貸し出しリスト	有・無	その他全般
非常時の避難	<input type="checkbox"/> 館内及び客室内への非常時の音声放送	有・無	視覚障害者の方
	<input type="checkbox"/> 一時待避スペースの確保	有・無	車椅子使用の方
	<input type="checkbox"/> 聴覚障害者への救急避難の伝達方法（非常時警報ランプ又は呼び出し用バイブレーション等で災害発生を伝達）※	有・無	聴覚障害者の方
	<input type="checkbox"/> 視覚障害者への避難誘導方法	有・無	視覚障害者の方

## 1. 2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント

---

### ⑨ バリアフリー環境に係わる施設運営計画、維持管理計画を検討する

---

- ・利用者ニーズの継続的な把握と、それに基づく段階的な改善の必要性についても、あらかじめ想定した上で施設運営計画を検討することが望ましい。
- ・施設使用開始後のバリアフリー環境を適切に保つため、維持管理計画（定期点検や修繕の計画）を策定する。
- ・維持管理においては、特に視覚障害者誘導用ブロックや屋内外の床材・案内板等が経年劣化したり、車止め等が移動されたりしてしまう場合もある。また、エレベーター等、法的に保守点検が必要なものにも十分留意する必要がある。

### (3) 建築計画の要点

#### ～高齢者、障害者等の利用に配慮した水準から、 より使いやすく快適な水準へ～

#### ① 連続的な移動動線を計画する

- ・バリアフリー法の趣旨に則り、敷地出入口・駐車場と目的となる所要諸室（利用居室）、便所の間を安全かつ円滑に移動できることが基本であり、原則として、高齢者、障害者等が一般の利用者と同じ経路や出入口を利用できるように計画する。
- ・宿泊機能を有する施設で重点的に整備すべき移動経路は、道路等や駐車場からフロントを経て客室に至る動線、道路等や駐車場から共用施設（レストラン・食堂や宴会場・バンケットホール、共同浴室、共用トイレ等）への動線、客室から共用施設への動線である。
- ・また建築物のハード対応とあわせて、情報提供やサービス等のソフト対応（人的な対応）の両面を考慮しつつ設計を行うことも重要である。

#### ② 適切な有効幅員、空間を確保する

- ・人体寸法、各種動作寸法、車椅子使用者の動作寸法、介助動作寸法及び利用者数の設定等に基づき、利用状況等を想定し、経路や利用居室内の適切な有効幅員や空間を確保する。
- ・適切な有効幅員や空間の確保のため、あらかじめ設備機器や什器・家具等の配置を設定する。

#### ③ 認知性（わかりやすさ）と操作性（使いやすさ）を確保する

- ・高齢者、障害者等を含む全ての利用者にとって、わかりやすい動線計画、建築物の全体構成とすることが建築物のバリアフリー化の基本である。
- ・人体寸法、各種動作寸法、車椅子使用者の動作寸法や、高齢者、障害者等の利用特性を踏まえ、部品・設備や什器・家具等の寸法や仕様は、操作性のよいものとする。

#### ④ 情報へのアクセス手段を確保する。

- ・建築物をわかりやすい動線計画、全体構成とした上で、高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等、施設利用に必要な情報を得るための配慮が必要な利用者のわかりやすさに配慮した案内表示、案内設備を設ける。案内表示は図記号（ピクトグラム）・多言語表記等により、外国人へのわかりやすさにも配慮したものとする。
- ・聴覚障害者等の情報アクセスのしやすさに配慮し、手話やコミュニケーションの手段となる情報伝達設備や備品を設ける。

## ⑤ 高齢者、障害者等の客室の選択可能性に配慮する

- ・客室の計画・設計においては、高齢者、障害者等が各々の利用特性やニーズに応じた客室を選択できるよう、客室の選択肢を用意することが重要である。

### ア. 車椅子利用者用客室の整備

- ・バリアフリー法に義務づけられた数以上の「車椅子利用者用客室」を整備する。
- ・車椅子利用者用客室を設ける場合には、客室内に車椅子利用者用便房・浴室等を設けることが望ましい。
- ・原則として、車椅子利用者用客室は高齢者、障害者等が同伴者と宿泊することに配慮した広さ、間取りとすることが望ましい。ただし、都市型立地・主にビジネス利用が想定される施設であれば、介助を必要としない利用者を想定し、シングルルームの車椅子利用者用客室を提供することも考えられる。

#### 留意点：コネクティングルーム

- ・家族やグループ、同伴者との宿泊を想定し、車椅子利用者用客室にコネクティングルーム（隣り合わせの客室を内側のコネクティングドアでつなげたもの）を設けている事例もある。

#### 留意点：複数の車椅子利用者が同一施設に宿泊する場合の、車椅子利用者用客室の使われ方

- ・団体旅行等、複数の車椅子利用者が同じホテル又は旅館を利用する場合、車椅子利用者用客室及びそれと同一階の一般客室に宿泊し、車椅子利用者用客室の浴室等を共用すること等がある。

- ・車椅子利用者だけでなく誰もが使いやすいよう、**また病院等の施設を連想させることのないよう**、一般客室と同等の快適性や魅力を有する空間の計画・設計に努める。
- ・また認知性・操作性とあわせてデザイン性にも配慮した、部品（手すり等）・設備機器（入浴設備、洗面台、便器、照明等）・家具等の選定等を行う。
- ・車椅子利用者用客室が1室のみの場合には、車椅子利用者用客室の位置は、車椅子利用者の移動負担の軽減を考慮し、エレベーターからできるだけ近い位置とすることが望ましい。
- ・複数の車椅子利用者用客室を設ける場合には、客室のタイプ・ベッド数、位置等、車椅子利用者以外の利用者に提供される選択肢と同様に、様々な客室の選択肢を用意することが望ましい。

### イ. 一般客室の整備

- ・「車椅子利用者用客室」に加えて、高齢者、肢体不自由者（車椅子利用者、杖利用者、上下肢障害者等）、妊産婦やけが人等の一時的に制限を受ける人々、児童・乳幼児等、多くの利用者にとって使いやすい一般客室を整備する。
- ・多くの利用者にとって使いやすい一般客室を整備することは、車椅子利用者が各々の利用特性やニーズに応じて、車椅子利用者用客室以外の客室を選択できることにもつながる。
- ・また段差等のない一般客室に情報伝達設備や備品の貸し出しを組み合わせることは、視覚障害者や聴覚障害者にとって使いやすい客室の提供にもつながる。

### ウ. 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫への配慮

- ・各客室に共通して、高齢者、障害者等への案内表示や情報伝達設備等への配慮を行い、ソフト対応として、客室利用者とのコミュニケーション手段や設備・備品等の貸し出しの充実を図ることが重要となる。

⑥ 経済性、柔軟性、及び効率性に配慮する

- ・高齢者、障害者等に特別に対応するのではなく、他の利用者が共通に利用できる空間や設備を計画することは、多数の人の使いやすさや快適性の向上、建設・運営コストの縮減、空間の効率性にもつながる。
- ・例えば車椅子利用者だけでなく誰もが使いやすいよう、車椅子利用者用客室のデザインや部品・設備機器・家具等のデザイン性を、一般客室と同等の快適性や魅力を確保するように配慮したものとすることは、当該客室の稼働率の向上につながる取り組みとなる。
- ・客室を複数階に積み重ねる場合には、各階の同一位置に車椅子利用者用客室を配置することにより、複数の車椅子利用者用客室の提供と効率的な整備が可能になる。
- ・また客室面積が大きくなりがちな車椅子利用者用客室を、間口スパンが一般部分より広くなる妻部分に整備することや、自販機スペースや屋内階段等の共用スペースと組み合わせると同一スパン内に配置することも、効率的な整備の方法として考えられる。

⑦ 従業員等の人的配置、ソフト対応等を踏まえて計画する

- ・ホテル又は旅館の計画・設計においては、高齢者、障害者等の円滑な移動・利用だけでなく、情報提供や敷地内及び建築物内での高齢者や車椅子利用者等の移動支援や、視覚障害者や聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者の案内・誘導等のための人的配置、備品の貸し出し、サービス等のソフト対応（人的な対応）を考慮したスペースや設備等の計画・設計を行うことも重要となる。

(4) ホテル又は旅館の計画・設計のポイント

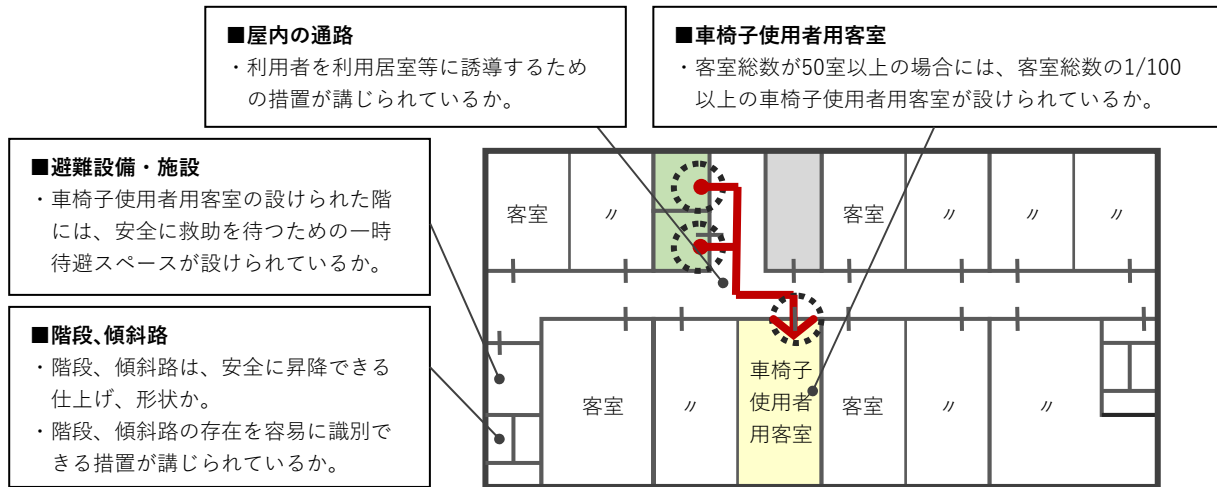
- ・以下に、ホテル又は旅館の計画・設計のポイントを示す。

<p>●全体のチェックポイント</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者の想定はされているか。  <input type="checkbox"/> 屋内の動線計画は、わかりやすいか。  <input type="checkbox"/> 道等や駐車場から利用居室（車椅子利用者用客室、レストラン・食堂、宴会場・バンケットホール、共同浴室等）、車椅子利用者用便房の間までの主要な経路には、車椅子利用者が円滑に利用できる有効幅員が確保され、段、階段が設けられていないか。（次頁 →）  <input type="checkbox"/> 主要な経路上の出入口の戸は、車椅子利用者が容易に開閉して通過できるもので、かつ、その前後に高低差はないか。また上肢障害者等の開閉しやすさに配慮したものとなっているか（次頁 ⋯）  <input type="checkbox"/> 視覚障害者誘導用ブロックの配置は適切か  <input type="checkbox"/> 床の仕上げは、滑りにくいものか。  <input type="checkbox"/> 案内表示・情報伝達設備の配置は適切か。  <input type="checkbox"/> 案内板や室名札は、車椅子利用者や視覚障害者、外国人等もわかりやすく、見やすい位置、大きさ、色か。</p>
<p>●部品・設備的対応チェックポイント</p>	<p><input type="checkbox"/> 誰もが利用しやすい設備が整備されているか  <input type="checkbox"/> カウンター、スイッチ、鏡類は適切に配置され、関連設備等の操作性は確保されているか  <input type="checkbox"/> 非常時の警報・通報、避難設備は設置されているか</p>
<p>●人的対応チェックポイント</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者へのソフト面での対応は考えられているか  <input type="checkbox"/> 聴覚障害者のために筆談等の支援に関する表示（耳マーク<sup>1</sup>等）、視覚障害者、聴覚障害者等に対応した情報・コミュニケーション機器や筆記用具は配備されているか  <input type="checkbox"/> 案内や誘導のできる従業員、手話や筆談のできる従業員の配置は可能か  <input type="checkbox"/> 非常時の通報、避難誘導人員の確保は可能か</p>

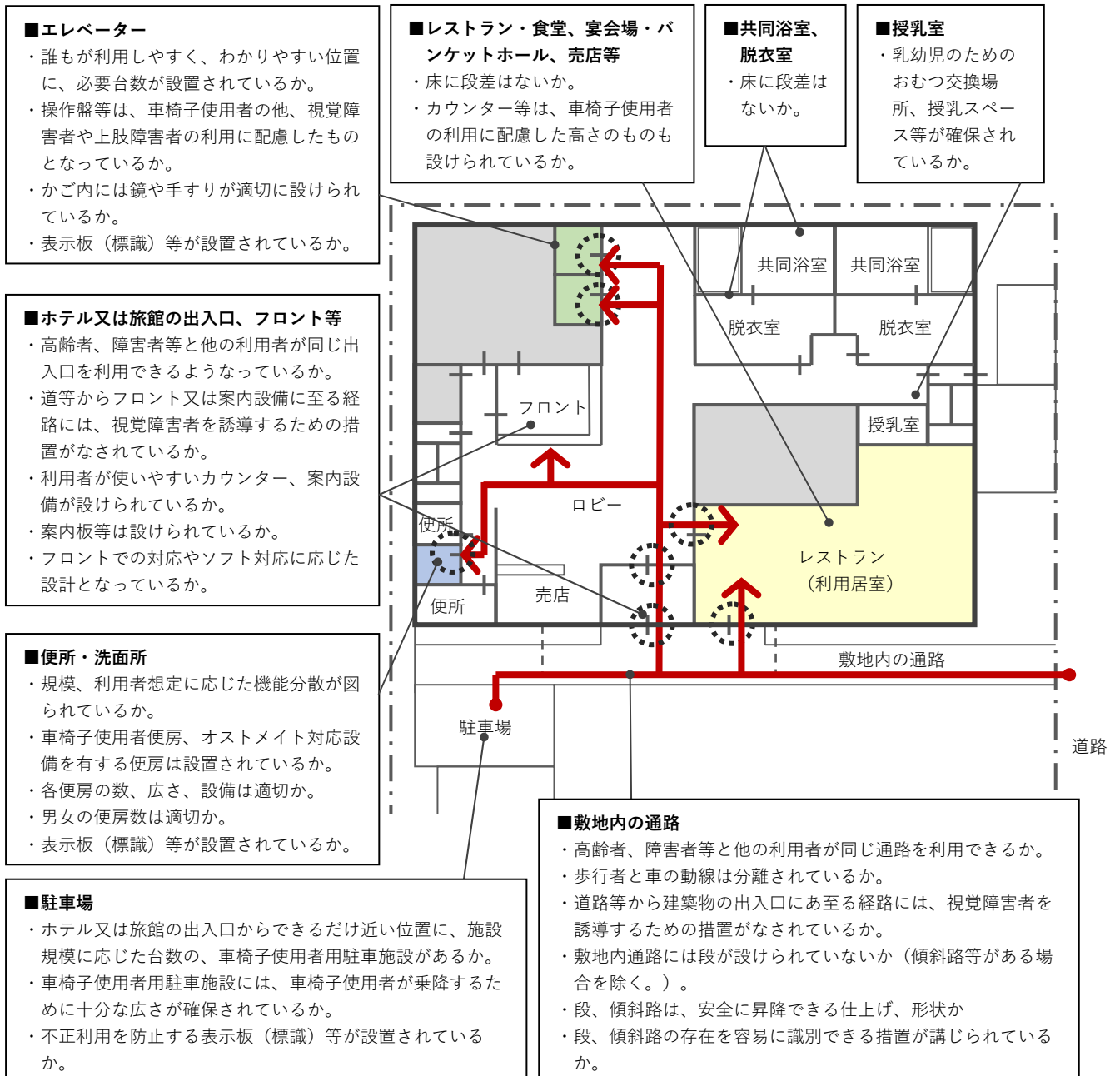
<sup>1</sup> 耳マーク：窓口、受付に設置した場合、聴覚障害者のために筆談等の支援ができるという意味のシンボルマーク。（一社）全日本難聴者、中途失聴者団体連合会が著作権を管理している。

## 1. 2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント

### <客室基準階のチェックポイント>



### <フロント、ロビー等の共用階のチェックポイント>





### (5) ホテル又は旅館の単位空間等の設計

- ・客室については、2. 客室に基づく設計とする。
- ・その他については、建築設計標準 第2部 第2章 単位空間等の設計に基づく設計とするが、ホテル又は旅館において、特に留意すべき点は以下のとおりである。

#### ① 敷地内の通路

- ・敷地内の通路については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 1 敷地内の通路を参照。

#### ② 駐車場

- ・駐車場については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 2 駐車場を参照。

#### <設計例>



- ・地階出入口から最も近い位置に設けられた車椅子利用者用駐車場（近くの壁面にカメラ付きインターホンが設けられている。）

#### ③ 建築物の出入口

##### ア. 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・高齢者、障害者等と他の利用者が同じ出入口を利用できるように計画する。
- ・主要な経路上の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・主要な経路上の出入口には、階段又は段を設けない。（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）

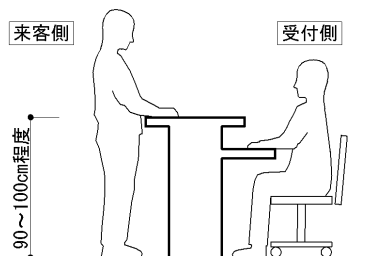
##### イ. 受付カウンター、インターホン等

- ・高齢者、障害者等の移動支援や案内・誘導等の人的対応ができるよう、建築物の出入口に近い位置にフロント又は点字・音声等による案内設備（インターホン等）を設ける。
- ・インターホン等の音声等による案内設備は、立位と車椅子利用者両者が利用できる高さに設ける。
- ・インターホン等の音声等による案内設備には点字表示を設ける。
- ・聴覚障害者等に配慮し、インターホンはカメラ付きとすることが望ましい。
- ・フロント等の動線の要所には、高齢者、障害者等の見やすい位置に表示板を設ける。
- ・フロント等には、立位で使用するハイカウンター及び、座位で使用する高齢者や車椅子利用者対応のローカウンターを設ける。
- ・立位で使用するハイカウンター等には、身体の支えとなるよう手すりを設けることが望ましい。

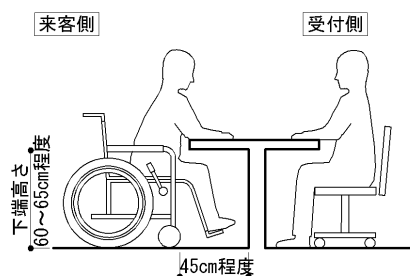
## 1. 2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント

- ・カウンターについては、建築設計標準 第2部 第2章 2. 1 3 C. 1 カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。

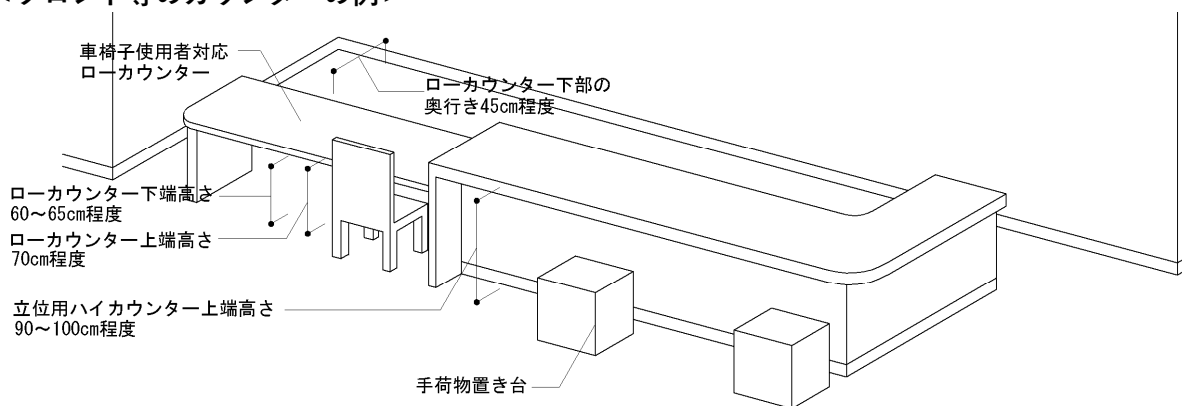
### <立位で使用するハイカウンターの高さの例>



### <座位で使用する高齢者や車椅子使用者対応のローカウンターの高さの例>



### <フロント等のカウンターの例>



## ウ. 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・道等から、フロント又は点字・音声等による案内設備に至る主要な通路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせる。 (※1)

#### ※1 以下の部分、場合を除く。

- ・進行方向を変更する必要がない風除室内
- ・フロント等から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路に、視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける場合
- ・道等から点字・音声等による案内設備又はフロントに至る主要な経路で、車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。 (※2)

#### ※2 以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等
- ・視覚障害者誘導用ブロック等の色は、黄色を原則とし、視覚障害者誘導用ブロック等とその周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 1 3 H. 1 視覚障害者誘導用設備を参照。



エ. その他

- ・ 建築設計標準 第2部 第2章 2. 3 建築物の出入口を参照。

< 設計例 >



・ 立位のハイカウンターの横に設けられた、椅子に座って利用できるローカウンター（旅館のフロント）



・ 立位のハイカウンターの横に設けられた、座位又は車椅子使用者でも利用できるローカウンター（ホテルのフロント）



・ 出入口に設けられたカメラ付きインターホン（点字併記つき）

④ 屋内の通路

- ・ 主要な通路（道等から車椅子使用者用客室に至る屋内の通路、車椅子使用者用便房・車椅子使用者用駐車施設から車椅子使用者用客室に至る屋内の通路等）には、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除き、階段又は段を設けない。
- ・ 道等から一般客室に至る屋内の通路、車椅子使用者用便房・車椅子使用者用駐車施設から一般客室に至る屋内の通路においても、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除き、階段又は段を設けないことが望ましい。
- ・ 床及び壁の仕上げ材料は、床面と壁面の境界部分の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その境界を容易に識別できるものとするのが望ましい。
- ・ その他については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 4 屋内の通路を参照。

< 設計例 >



・ 床面と壁面の境界を識別しやすいよう、色の組み合わせを工夫した客室階の廊下

## 1. 2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント

### ⑤ 階段

- ・建築設計標準 第2部 第2章 2. 5 階段を参照。

### ⑥ エレベーター・エスカレーター

- ・着床階を客室カードキーで管理するエレベーターを設けている場合には、カードリーダ認識部の位置は、車椅子使用者に配慮した高さとするのが望ましい。
- ・エレベーターホール等の動線の要所には、高齢者、障害者等の見やすい位置に表示板を設ける。
- ・その他については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 6 エレベーター・エスカレーターを参照。

#### <設計例>



- ・車椅子使用者対応の操作盤（右）と、同じ高さに設けられた客室カードリーダ認識部（左）

### ⑦ 便所・洗面所

- ・便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」）を1以上設ける。
- ・便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、オストメイト用設備を有する便房を1以上設ける。
- ・異性介助に配慮し、少なくとも1以上の車椅子使用者用便房は、男女が共用できる位置に設ける。
- ・車椅子使用者用便房の位置は、フロント階のほか、宴会場・ホール、レストラン・食堂、共同浴室等の利用居室と同一階とすることが望ましい。
- ・客室階に共用の車椅子使用者用便房を1以上設けることが望ましい。

#### 留意点：客室階への共用の車椅子使用者用便房の設置

- ・一般客室の便房が車椅子使用者の利用できないものであっても、客室階に共用の車椅子使用者用便房を設けることで、車椅子使用者が利用できる一般客室の増加につながる。

- ・その他については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 7 便所・洗面所を参照。

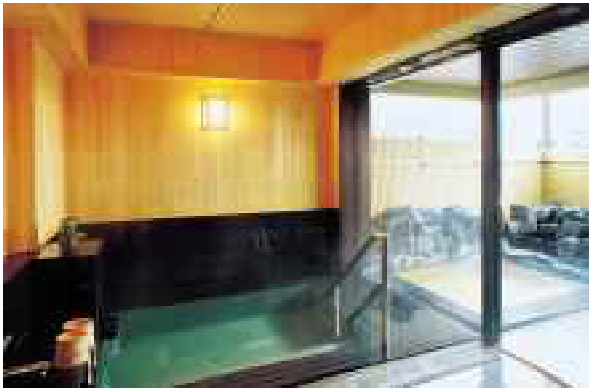
### ⑧ 共同浴室（貸切風呂・大浴場・シャワー室）、脱衣室

- ・ホテル又は旅館に共同浴室を設ける場合には、異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に、個室タイプの「車椅子使用者も利用できる浴室（貸し切り浴室）」を1以上設けることが望ましい。
- ・ホテル又は旅館に共同浴室（大浴場）を設ける場合には、共同浴室（大浴場）の一部に、車椅子使用者も利用できる洗い場・浴槽を設けることが望ましい。

## 1. 2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント

- ・車椅子利用者も利用できる貸切浴室や大浴場、及びこれらの脱衣室の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとするのが望ましい。水処理等のために、**やむを得ず高低差が生じる**場合には、スノコや傾斜路（据え置き型（すりつけ板））の設置を含む）の設置等により段差解消に**配慮する**。
- ・貸し切り風呂・大浴場・シャワー室については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 10. 1 浴室・シャワー室の設計標準を参照。
- ・脱衣室については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 10. 2 脱衣室・更衣室等の設計標準を参照。

### <設計例>



- ・手すり、階段、天井走行式の介助用リフトを設置した貸し切り浴室



- ・浴槽まで車椅子でアクセス可能な大浴場（手すりを整備。入浴は歩行による。）



- ・車椅子利用者用シャワー室、脱衣室（共用）（高さ調整可能なシャワーバー、手すり、折れ戸等）

## 1. 2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント



・スロープで上がり框の段を解消した脱衣室

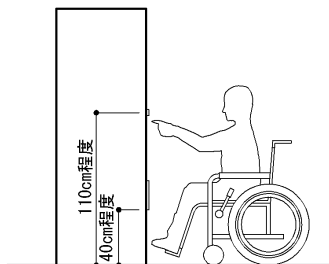


・上り框の前後に段差を設けず、仕上げ材に変化をつけて履き替え線を示した脱衣室

### ⑨ レストラン・食堂、宴会場・バンケットホール、売店等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。
- ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとするのが望ましい。
- ・床には、段差を設けないことが望ましい。
- ・カウンター等については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 1 3 C. 1 カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。
- ・自動販売機は、金物投入口、操作ボタン及び取り出し口等の高さが、床から40~110cm程度にあるものとするのが望ましい。

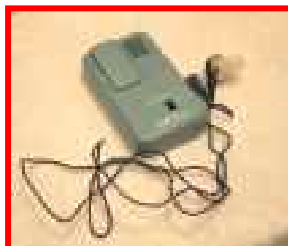
#### < 自動販売機の例 >



・車いす使用者に配慮した自動販売機  
(自動販売機の前面に高さ70cm程度のカウンターを設置し、そこに金銭投入口・操作ボタン・取出し口を集め、車いす使用者も容易に利用できる機種を選定している。)

- ・難聴者等に配慮し、宴会場・ホールには聴覚障害者用集団補聴装置（磁気ループシステム、FM補聴装置（無線式）、赤外線補聴システム）等を設けることが望ましい。

#### < 設計例 >



- ・事前に申し込むと聴覚障害者用集団補聴装置（磁気ループシステム）を使うことのできる大宴会場（写真左。床下に専用の配線が設けられている。可動壁により3つの宴会場に分割することも可能）
- ・貸し出し用の磁気ループ用受信器（補聴器）（写真中）
- ・集団補聴装置の調節等を行う音響室（写真右）



## ⑩ 乳幼児専用設備

- ・宴会場・バンケットホール、レストラン・食堂、共同浴室等の利用居室と同一階に、授乳のためのスペースを設けることが望ましい。
- ・授乳のためのスペースには、授乳のためのいす、乳幼児用おむつ交換台等を適切に設ける。
- ・その他については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 1 3 F. 1 乳幼児専用設備を参照。

### <設計例>



- ・ロビー階に設けられた広めの授乳室（約30㎡）。
- ・乳幼児用おむつ交換台：2台、着替え台：1台、授乳用ソファ（個室）：2室、プレイマット、電子レンジ（離乳食の温め専用）調乳栓、ダストボックスが設けられている。



- ・ロビー階に設けられたコンパクトな授乳室。ベビーベッド、授乳用いす、調乳栓、ダストボックスが設けられている。

## ⑪ 案内表示

- ・表示板等は、大きめの文字を用いる、図記号等を併記する、同一施設内・同一施設間の統一を図る等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとする。
- ・その他については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 1 3 G. 1 案内表示を参照。

### (6) 災害時の避難、誘導

#### ① 避難時の認知性（わかりやすさ）と安全性を確保する

- ・建築物の計画・設計に際しては、高齢者、障害者等の避難について、十分に計画に組み込んでおくことが求められる。
- ・高齢者、障害者等を含めた全ての利用者にとって、わかりやすい動線計画（移動経路と避難経路の計画）が避難・誘導計画の基本である。
- ・大規模なホテルや旅館等、施設規模が大きい場合や施設構成が複雑な場合、避難経路がわかりにくいこともある。避難介助を必要とする高齢者、障害者等にとって避難に時間を要し、迅速な避難が困難になることをあらかじめ想定して避難経路の計画を行う。
- ・平時における安全かつ円滑な移動経路等の確保は、非常時の敷地内・施設内事故防止にもつながるものである。また車椅子利用者等のための一時待避スペースの設置、高齢者、障害者等の特性に対応した避難手法（階段・その他の垂直移動方法）の確保、避難設備の設置等においても、きめ細かな配慮が必要となる。

## 1. 2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント

- ・ 停電・非常時に備えて、非常用自家発電装置の設置により、フロント・ロビーや多機能便所等の共用部の一部に限定して、非常用一般電源（空調・照明・電源等）を供給できるバックアップ計画を検討し、高齢者・障害者等にとって、安心して安全な場所に誘導することができる、防災機能を備えた施設とすることが望ましい。

### ② 情報伝達、避難・誘導のための設備を配置する

- ・ 全ての利用者が安全に速やかに避難するためには、非常事態（火災、地震、津波等）であることを、利用者の混乱防止に配慮した上で速やかに伝達する必要がある。
- ・ 特に、視覚障害者や聴覚障害者、外国人等に情報提供を行うための配慮が重要となる。
- ・ 避難情報及び避難経路の表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがな、外国語を併記する、図記号等を併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとする。
- ・ また避難情報及び避難経路の表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとすることが望ましい。
- ・ 表示板については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 13 G. 1 案内表示を参照。
- ・ 施設を利用する高齢者や障害者等に、情報を伝達できる同伴者がいないこともあることから、非常事態であることを伝達するための様々な障害に対応した設備（音声・文字・**図記号**・光等）を設ける。また利用者を速やかに避難階や屋外に誘導するための避難経路の表示や設備（音声・文字・**図記号**・光等）を設ける。
- ・ さらに聴覚障害者等に非常事態の発生を伝えるための手段として、光警報装置や屋内信号装置等の情報伝達設備（貸し出し備品）や、緊急時のコミュニケーション手段となる筆談ボード等の備品を準備する。

#### 留意点：ホームページやパンフレットによる情報周知

- ・ 情報伝達設備を配置するだけでなく、避難経路等に関する情報を掲載したホームページやパンフレットを準備して周知することにより、利用者が施設の利用前や利用中に確認できることにしておくことが望ましい。

#### 留意点：聴覚障害者の避難誘導

- ・ 火災時の聴覚障害者の避難誘導に関しては、「旅館・ホテルの火災時等における聴覚障害者への情報伝達手段のあり方」総務省消防庁（平成17年3月）の内容が参考となる。

#### 留意点：火災の発生を視覚的に伝達する手段

- ・ 火災の発生を視覚的に伝達する手段としては、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）で点滅機能を有する誘導灯が規定されているとともに、2016年には「光警報装置の設置に係るガイドライン」（平成28年9月6日付け消防予第264号）が策定されている。
- ・ 聴覚障害者に対応した火災警報設備等に関しては、「ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する報告書」総務省消防庁（平成23年4月）の内容も参考となる。

・ [http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2809/pdf/280906\\_yo264.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2809/pdf/280906_yo264.pdf)

・ <http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2304/pdf/230425-index.pdf>

#### 留意点：外国人来訪者や障害者等に配慮した火災時等の情報伝達・避難誘導を目的とするデジタルサイネージ活用指針

- ・ 消防庁では、外国人来訪者や障害者等に対しても有効な情報伝達及び避難誘導を行うため、消防法令に規定されている消防用設備等や光警報装置を補完するものとしてデジタルサイネージの活用促進を図ることを目的として、「外国人来訪者や障害者等に配慮した火災時等の情報伝達・避難誘導を目的とするデジタルサイネージ活用指針」を2018年3月に作成した。

- ・ 本指針では、火災時等にデジタルサイネージを活用する際に「原則として対応することが望ましい基本的事項」と「各施設の実態や技術の発展状況等により可能であれば対応することが望ましい事項」が分けて記載されている。

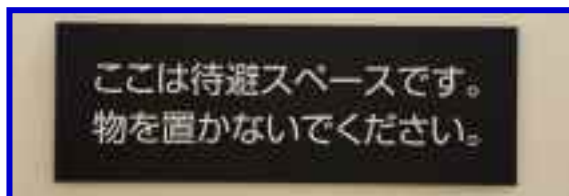
・ [http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/h29/gaikoku\\_hinan/houkoku/katsuyou\\_shishin.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/gaikoku_hinan/houkoku/katsuyou_shishin.pdf)



③ 火災時の避難設備・施設を計画する

- ・火災時の避難にあたっては、まず火災元と隔てられたところに移動することが重要であり、ホテル又は旅館の計画・設計においては、二方向の避難経路の確保、高齢者、障害者等の一時的な待避場所の確保について検討する。
- ・避難経路（廊下や出入口等）には、車椅子使用者等が防火戸等を通過する際に、移動上の障壁となる段差を設けない。
- ・また避難に時間を要し、避難介助を必要とすることが想定されるため、車椅子使用者用客室の設けられた階には、防火戸等を通過した先に、一時的な安全を確保するための一時待避スペース（他の部分と防火区画された非常用エレベーターの乗降ロビー、屋内階段や付室、避難バルコニー等）を設けることが望ましい。
- ・一時待避スペースは、階段の踊場、階段に隣接したバルコニー、付室又は乗降ロビー等の一部に、避難動線の妨げとならないように設ける。
- ・一時待避スペースの構造は、十分な耐火性能や防火性能等を有するものとする。
- ・一時待避スペースには、車椅子使用者が待避するのに十分な空間を確保する。
- ・一時待避スペースには、助けを求めたり状況を伝えたりするために、中央管理室又は防災センターに連絡可能なインターホンを設けることが望ましい。
- ・一時待避スペース設ける場合は、出入口の戸等に一時待避スペースが設けてある旨をわかりやすく表示する。
- ・その他については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 1 2 避難設備・施設を参照。

<設計例>



- ・緊急時に車いす使用者等が落ち着いて安全に避難できるよう、全階に直通する屋内階段に設けられた一時待避スペース（劇場の例。床面と壁面に一時待避スペースであることを表示している。）



- ・特別避難階段の付室において、災害時の消防活動や避難動線の妨げとならない位置に設けられた、一時待避スペース（官庁施設の例。壁面にはサイン表示と防災センターに連絡可能なインターホンが設置されている。）

### (7) 改善・改修のチェックポイント

- ・既存のホテル又は旅館の改善・改修においても、基本的には新築と同様のバリアフリー化が達成されることが望ましい。
- ・既存のホテル又は旅館の場合には、新築とは違い、建築物内の管理運営がどのように行われているか、利用者のニーズや課題がどこにあるか等について事前に把握することができる。現状及び課題を十分に把握した上で、改善・改修の目標を定めることが重要となる。
- ・出入口の段の解消が困難な場合や、通路（廊下）やレストラン・食堂等の床の段差の解消が困難な場合には、傾斜路やすりつけ板、段差解消機を設けることも考えられる。
- ・またエレベーターの設置が困難な場合には、段差解消機を設けることが考えられる。
- ・段差解消機については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 13 B. 1 段差解消機を参照。
- ・改善・改修によって必要な有効幅員や空間の確保、便房や浴室等の設備設置を行う場合には、構造躯体の状況（柱梁・構造壁の配置、床の構造、階高寸法・梁下寸法等）や既存設備配管の位置・状況等について、十分に調査・検討を行う必要がある。
- ・あわせて新しいプランや設備等の建築基準法や関係法令への適合について、十分に検討する必要がある。
- ・ホテル又は旅館を運営しながら改善・改修を実施する場合には、できる限り利用客に影響しないよう利用可能範囲の制限や他室の利用に影響の少ない位置での実施、仮施設の設置、工事動線・避難動線の分離、工事音の低減、工期の短縮に努めること等の工夫が必要となる。
- ・面積や構造の制約により、バリアフリー化に多くの困難が生じる場合には、ハード（建築や設備）で対応する部分と人的に対応する部分とのバランスの調整が必要となる。その場合にあっても、基本的なバリアフリー化への配慮にはハードで対応することとし、その上で高齢者や障害者等の利用を支援する運営体制や、利用者への個別サービスのあり方を検討する。
- ・いずれにしても新築と同様、利用者や建築物を管理運営する従業員の意見を十分にくみ上げる必要がある。

## 2. 客室



## 2. 客室

本章では、客室の設計について、法令に基づく基準、設計の考え方（社会的ニーズを踏まえたバリアフリー設計の基本的な考え方）及び設計のポイント（設計を進める上での実務上の主要なポイント）を示した上で、設計標準（整備内容及びその具体的な実現方法）、改善・改修のポイント、モデル例、設計例（事例写真）等を示している。

実際の設計においては、地域性や用途・規模等を考慮し、さらにホテル又は旅館を利用することが想定される高齢者、障害者等の意見を把握した上で、本章を活用し、ニーズや利用実態に合った設計をするよう努められたい。

なお本章では、国土交通省で定める設計標準という性格上、バリアフリー化のための性能としては優れている製品であっても、特許が付帯している等の理由により特定の業者のみ販売が認められている製品・材料の紹介及び記載は控えている。

**基準：**  
法令に基づく基準

**設計の考え方：**  
社会的ニーズを踏まえたバリアフリー設計の基本的な考え方

**設計のポイント：**  
設計を進める上での実務上の主要なポイント

**アンダーライン：法令上の適合義務基準**

- ・令第5条に示す特別特定建築物（不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）で、一定規模以上のもので、一定規模以上のものに対して建築物移動等円滑化基準への適合を義務付ける基準

**留意点：**

- ・本章をまとめるにあたって、高齢者、障害者等や、設計実務者、専門家等にヒアリングを行い、様々な知見を得ることができた。
- ・その内容は、専門知識をはじめ、単に数値では表現できない実態的な内容や、設計者の工夫など多岐にわたる。
- ・これらは、留意点として掲載した。

## 2. 客室

**基準** ※下記のほか、パリアフリー法第14条第3項に基づく条例制定による基準の強化にも留意すること

### < 建築物移動等円滑化基準チェックリスト >

施設等	チェック項目	
<b>一般基準</b> ホテル又は 旅館の客室 (政令第15条)	① 床面積2,000㎡以上かつ、客室総数が50以上のホテル又は旅館を建築 <sup>1</sup> する場合は、建築する客室総数の1/100以上の車椅子使用者用客室を設けているか	
	② 車椅子使用者用客室の便所（同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能）	—
	(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(ア)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保されているか	
	(2)車椅子使用者用便房の出入口の幅は80cm以上であるか（当該便房を設ける便所も同様）	
	(3)車椅子使用者用便房の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつその前後に高低差がないか（当該便房を設ける便所も同様）	
	③ 車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室（共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能）	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保されているか	
(3)出入口の幅は80cm以上であるか		
(4)出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつその前後に高低差がないか		
<b>移動等 円滑化経路 出入口<sup>2</sup></b> (政令第18条 第2項第二号)	① 幅は80cm以上であるか	
	② 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつその前後に高低差がないか	

### < 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト >

施設等	チェック項目	
<b>一般基準</b> ホテル又は 旅館の客室 (省令第10条)	① 床面積2,000㎡以上かつ、客室総数が200以下のホテル又は旅館を建築 <sup>1</sup> する場合は、建築する客室総数の1/50以上、床面積2,000㎡以上かつ、客室総数が200を超えるホテル又は旅館を建築する場合は、建築する客室総数の1/100に2を加えた数以上の車椅子使用者用客室を設けているか。	
	② 車椅子使用者用客室の出入口	
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつその前後に高低差がないか	
	③ 車椅子使用者用客室の便所（同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能）	—
	(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(ア)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保されているか	
	(2)車椅子使用者用便房の出入口の幅は80cm以上であるか（当該便房を設ける便所も同様）	
	(3)車椅子使用者用便房の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつその前後に高低差がないか（当該便房を設ける便所も同様）	
	④ 車椅子使用者用客室の浴室等（共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能）	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつその前後に高低差がないか	

<sup>1</sup> 建築：新築、増築、改築又は用途変更

<sup>2</sup> 出入口：車椅子使用者用客室の出入口



## 設計の考え方

- ・高齢者、障害者等が、他の利用者と等しく外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められており、宿泊機能を有する建築物においては、バリアフリー法に義務づけられた「車椅子利用者用客室」（車椅子使用者が円滑に利用できる客室）を設けることや、一般客室において、高齢者や車椅子使用者等が円滑に利用できるよう配慮することが求められている。
- ・また、**車椅子使用者のみならず、健常者を含めた多くの利用者にとっても魅力ある車椅子利用者用客室**や、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室を設けることにより、より多くの利用者の宿泊が可能となる。
- ・宿泊機能を有する建築物の設計においては、客室のほかに、施設全体のバリアフリー対応として、道路や駐車場から客室に至る経路や共用スペース（レストラン、大浴場、共用便所等）の段差の解消や、フロントにおける車椅子使用者に配慮したカウンター設置、緊急時の避難動線の確保や情報提供等への配慮が求められる。また建築物のハード対応とあわせて、情報提供やサービス等のソフト対応（人的な対応）の両面を考慮しつつ設計を行うことも重要である。
- ・高齢者、障害者等の個々の事情等について、予約時や来訪時の質問に的確に答えることのほか、ホームページ等での事前の情報提供（車椅子利用者用客室の有無やその仕様・寸法、備品の貸し出し等に関する基本的な情報）・予約しやすさへの配慮を行うことが、施設管理者に求められる。
- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮した一般客室を整備することや、施設全体のバリアフリー対応のための様々な配慮を行うことは、施設管理者にとって、今後の利用者拡大につながる重要な取り組みでもある。

## 設計のポイント

### ア. 車椅子利用者用客室（一定規模以上かつ客室総数が50以上の場合、客室総数の1%以上の客室を設置）

- ・ホテルや旅館等の宿泊施設には、**バリアフリー法に定められる水準を満たす**車椅子利用者用客室を設ける。
- ・車椅子利用者用客室内には、車椅子使用者の円滑な利用が可能なスペース及び便所、浴室又はシャワー室（以下：浴室等）を設ける。
- ・車椅子利用者用客室及び便所・浴室等の出入口には、車椅子使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間等を確保し、戸の前後の高低差を設けない。
- ・車椅子利用者用客室の内装材・部品・設備機器・備品等の仕様・水準は、一般客室と同等の快適性を確保するように配慮したものとする。

### イ. 一般客室

- ・一般客室及び便所・浴室等の出入口には、**車椅子利用者等の円滑な利用に配慮した**有効幅員、空間等を確保し、戸の前後の高低差を設けない。

### ウ. 車椅子利用者用客室及び一般客室（共通）

~~→車椅子利用者用客室及びそれ以外の一般客室は、案内表示や情報提供に配慮したものとす。~~

- ・車椅子利用者用客室及び一般客室には、高齢者、障害者等への情報提供、**高齢者、障害者等とのコミュニケーション、並びに非常事態発生の伝達や避難誘導**等に配慮した**案内表示**や設備・備品等を設ける（又は貸し出す）。特に、視覚障害者、聴覚障害者にとっては**これら**に係る設備・備品等が重要となる。

## 2. 1 客室の設計標準

### (1) 車椅子使用者用客室

#### ① 設置数、配置

- ・客室総数が50以上の場合は、客室総数の1/100を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上の車椅子使用者用客室を設ける。
- ・客室総数が200以下の場合は、客室総数に1/50を乗じて得た数以上、客室総数が200を超える場合は、客室総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用客室を設けることが望ましい。また、バリアフリー法第17条に基づく建築物特定施設とする場合は、これに適合させた客室数以上の車椅子使用者用客室を設ける。
- ・客室総数が50未満の場合は、1以上の車椅子使用者用客室を設けることが望ましい。

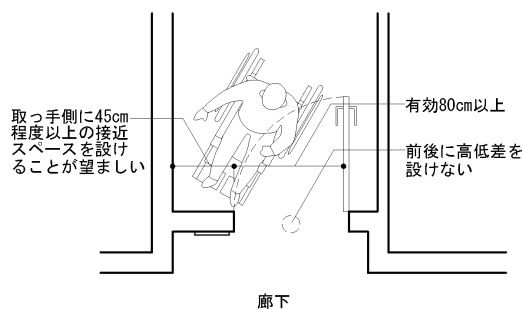
#### 留意点：車椅子使用者用客室の整備の促進

- ・地方公共団体が、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例（地方条例）において、ホテル又は旅館の義務付け対象規模を政令の規模(原則2,000㎡)未満に設定することや、車椅子使用者用客室の割合等、建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を付加し、基準強化を図ることも考えられる。

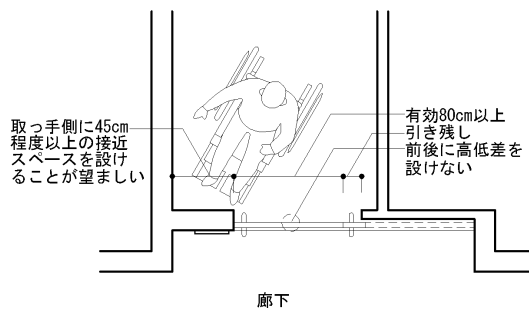
#### ② 客室出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・客室出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・客室出入口の戸が内開き戸や引き戸の場合には、戸の取っ手側に袖壁を45cm程度以上の接近スペースを設けることが望ましい。
- ・客室内における便所・浴室等の出入口付近の通路には、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、十分な有効幅員を確保する。なお、便所・浴室等の出入口（有効幅員80cm以上）に至る車椅子使用者の経路が直角路となる場合には、便所・浴室等の出入口付近における通路の有効幅員は、100cm以上とする。
- ・客室内には、車椅子使用者が360°回転できるよう、直径140～150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（家具等の下部に車椅子のフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）
- ・車椅子使用者が進入しベッドに移乗できるよう、ベッド側面のスペースの有効幅員は、80cm以上とする。（テーブルや椅子等の移動によって確保されるスペースも、有効幅員とする。）
- ・客室の床には、原則として段差を設けない。客室の一部に段差（和室や畳の小上がりスペース等）を設ける場合、車椅子使用者が容易に移乗できるよう、段差を40～45cm程度(車椅子の座面の高さと同程度)とすることが望ましい。
- ・その他については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準を参照。

#### <内開き戸の例>



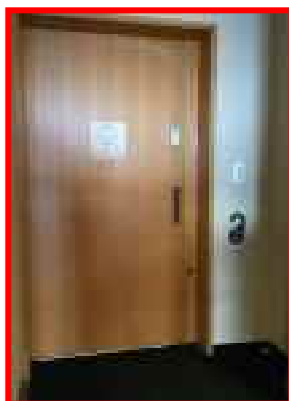
#### <引き戸の例>



## &lt; 設計例 &gt;



・棒状の取っ手及び、戸の取っ手側の接近スペースが設けられた、開き戸形式の客室出入口（室内側）



・戸の取っ手側の接近スペースが設けられた、引き戸形式の客室出入口



・車椅子使用者が進入しベッドに移乗できるように設けられたベッド側面のスペース

## ③ 客室出入口の戸の形式

- ・戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないもの（~~戸の前後に車椅子の待機のための水平なスペースが確保されたもの~~）とする。
- ・戸の開閉動作の難易度から見ると、引き戸の方が開き戸より開閉しやすい。
- ・取っ手の中心高さは、床から90cm程度とする。
- ・室名表示、避難情報及び避難経路の表示等は、床から140cm程度の高さ（車椅子使用者の見やすさに配慮した高さ）に設ける。
- ・アイスコープは、一般客室と同じ高さの他に、床から100～120cm程度（車椅子使用者の目線の高さ）程度の高さに設けることが望ましい。又は、戸の付近にカメラ付きインターホン設けることが望ましい。
- ・戸の施錠は（電気錠を含む）は、操作しやすいものとする。

## ア. 開き戸

- ・取っ手は、大きく操作性の良いレバーハンドル式、又はプッシュプルハンドル式等とする。
- ・ドアクローザーは、閉めはじめはゆっくり閉まる等、閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ軽い力で操作できるものとする。
- ・戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないよう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。

## 留意点：客室出入口のU字ロックやチェーンロックの解除等

- ・高齢者、障害者等の非常用ボタン等で従業員等が客室に駆け付けて救助するために、施設管理者は廊下側からU字ロックやチェーンロックの解除する方法等の対策を備えておく必要がある。

## イ. 手動式引き戸

- ・自閉式上吊り引き戸（ストッパー若しくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際で減速するもの）とすることが望ましい。
- ・取っ手は、棒状のものとする。

## 2. 1 客室の設計標準

### (1) 車椅子使用者用客室

#### 留意点：手動式引き戸の採用にあたって

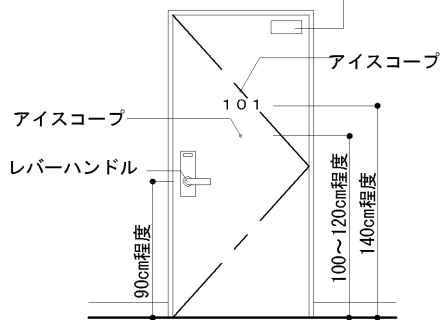
- ・客室出入口に引き戸を採用する場合には、戸の遮音性能（開き戸との相違）のほか、引き残し・戸袋の設置スペースや電気錠の設置スペースについて確認することが必要である。

#### ウ. その他

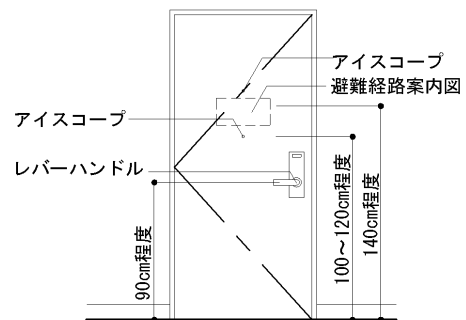
- ・戸の形式については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準（2）を参照。

#### <客室出入口の開き戸（廊下側）の例>

戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。



#### <客室出入口の開き戸（客室側）の例>



#### <設計例>



・棒状の取っ手が設けられた開き戸形式の客室出入口



・引き戸形式の客室出入口



・車椅子使用者の見やすさに配慮した高さに設けられたアイスコープ、避難情報及び避難経路の表示



サムターン錠



・棒状の取っ手が設けられた開き戸形式の客室出入口及び、戸先のサムターン錠とは逆側に設けられたプッシュボタン方式のドア開錠スイッチ



・客室出入口に設けられたカメラ付きインターホン（左）。室内のモニター（右）は床から100cmの高さに設けられている。

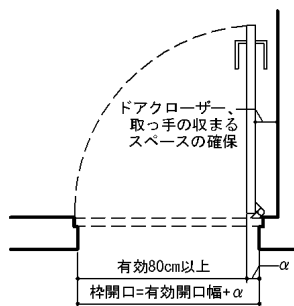
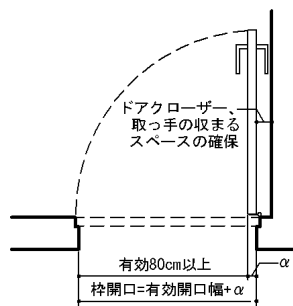


**留意点：開き戸の出入口の有効幅員・開口（枠）幅の設定方法**

- ・ 出入口（客室、便所、浴室等）の有効幅員は、戸を開けた状態で、開き戸の場合は戸の面と枠の一番狭い部分の長さ、引き戸の場合は戸の見込み面と枠の一番狭い部分の長さ（引き残しを含めない）である。このことは、利用居室（車椅子使用者用客室等）に至る主要な経路上にある出入口についても同様である。
- ・ 客室出入口の戸の丁番・ヒンジに、持出し吊り方式（ヒンジの軸心が戸面から外にある方式）のピボットヒンジを採用する場合、ヒンジ部分にクリアランスが生じるため、その分、有効幅員が小さくなることに留意して、出入口の戸の開口（枠）幅を設定することが必要となる。
- ・ 特に利用居室に至る主要な経路上にある出入口については、枠開口寸法とあわせて、出入口の有効幅員も設計図書等に記入し、設計者・施工者自らがチェックすることが望ましい。

&lt;一般的な丁番等の場合&gt;

&lt;持出し吊り方式のピボットヒンジの場合&gt;

**④ 部品・設備等****ア. ベッド**

- ・ ベッド高さは、マットレス上面で45～50cm程度（車椅子の座面の高さ程度）とする。  
~~→ベッドの下に車椅子のマットレストが入るものとする。~~
- ・ 室内の回転スペース及びベッドへの移乗スペースを確保するための客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドを床に固定することは避ける。
- ・ ヘッドボード高さは、マットレス上面より30cm以上することが望ましく、形状はベッド上で寄り掛かりやすいものとする **ことが望ましい**。

**イ. ベッドサイドキャビネット**

- ・ 客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドサイドキャビネットを床に固定することは避ける。
- ・ 高さは、マットレス上面より10cm程度高くすることが望ましい。

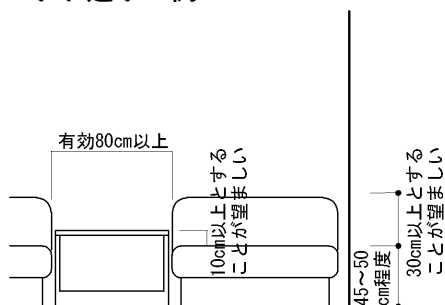
**ウ. 照明**

- ・ ベッド上で室内の照明を点灯・消灯できるものとする。
- ・ リモコンやタブレット等で操作できるものとする **ことが望ましい**。

**エ. 電話機**

- ・ 室内の電話機は、ベッドから手が届く位置に設ける。

&lt;ベッド廻りの例&gt;



&lt;設計例&gt;



・ フロントを呼び出すことが可能な緊急通報ボタン



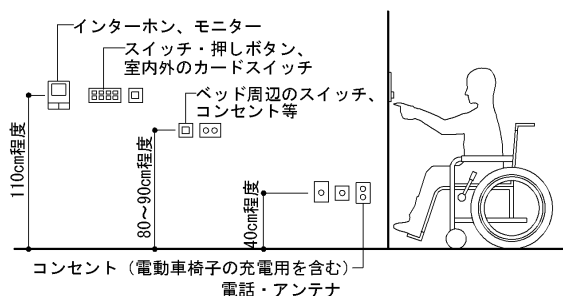
## 2. 1 客室の設計標準

### (1) 車椅子使用者用客室

#### オ. スイッチ、コンセント、インターホン（室内機）、客室内外のカードスイッチ類

- ・スイッチ、コンセント、インターホン（室内機）、客室内外のカードスイッチ類は、車椅子使用者の利用に適した位置に設ける。
- ・電動車椅子のバッテリー充電のため、客室内の利用しやすい位置の床から40cm程度の高さにコンセントを設ける。
- ・スイッチ等は、大型で操作が容易なボタン形式のものとすることが望ましい。
- ・スイッチ及び壁の仕上げ材料等は、スイッチ等と壁の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとすることが望ましい。
- ・コンセント、スイッチ類については建築設計標準 第2部 第2章 2. 1 3 E. 1 コンセント・スイッチ類を参照。

#### <コンセント、スイッチの高さの例>



#### <設計例>



- ・床から約40cmの高さに設けられたコンセント、床から約100cmの高さに設けられたスイッチ



- ・電動車椅子のバッテリー充電のため、床から約40cmの高さに設けられたコンセント



- ・床から110cmの高さ（中心高さ）に設けられた戸の施錠・解錠ボタン、インターホンのモニター、空調スイッチ

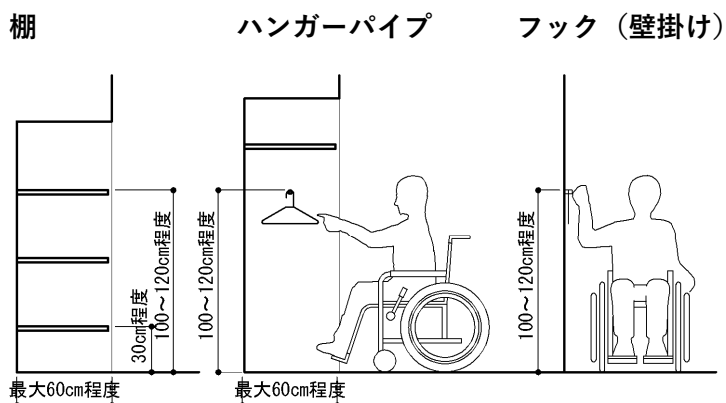
#### カ. 収納等

- ・収納は、車椅子使用者の利用に適した位置とする。
- ・棚の高さは、下端：床から30~40cm程度、上端：床から100~120cm程度とする。
- ・ハンガーパイプやフックの高さは、床から100~120cm程度の低い位置とするか、高さの調節ができるものとする。
- ・棚やクローゼット等を設ける場合、奥行きは最大60cm程度とする。
- ・収納の形状は、車椅子使用者が容易に接近できるものとする。



- ・戸を設ける場合、取っ手は、高齢者、障害者等が使い易い形状のものとする。

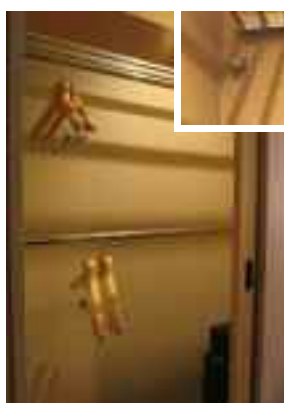
<収納の例>



<設計例>



- ・金物を2カ所に設置し、床から高さ約120cmにハンガーパイプを移動できる収納



- ・金物を2カ所に設置し、床から高さ約110cmにハンガーパイプを移動できる収納



- ・床から約120cmの高さにも設けられたフック



- ・付属のハンドルを用いて、低い位置に下げることのできるハンガーパイプ



- ・低い位置にハンガーパイプを設けた収納



- ・ハンガーパイプを床から高さ123cm・94cmに移動することができる枕棚を設けた収納



- ・車椅子使用者が接近しやすいよう、下部に40cmのスペースを設けたミニバー（車椅子使用者の宿泊時には、茶器等は、ライティングデスクの上にあらかじめ設置する。）

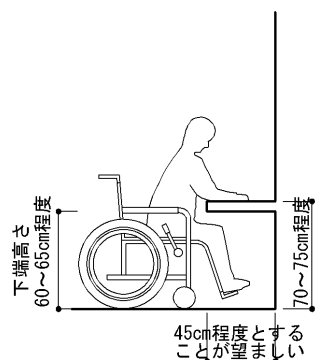
キ. カウンター、ライティングデスク等

- ・室内にカウンター・ライティングデスクを設ける場合、床からの上端高さは70～75cm程度、下端高さは60～65cm程度とする。
- ・室内にカウンター・ライティングデスクを設ける場合、奥行きは45cm程度とすることが望ましい。

## 2. 1 客室の設計標準

### (1) 車椅子使用者用客室

#### <カウンターの例>



#### <設計例>



- ・下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保するとともに、掴みやすいよう、天板端部や引き出しの取っ手の形状を工夫したライティングデスク



- ・下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保したライティングデスク、荷物置場



- ・利用しやすいように、ミニバー（冷蔵庫）を近くに設けたライティングデスク

#### ⑤ 仕上げ等

- ・客室の床は、滑りにくい材料で仕上げる。
- ・車椅子の操作が困難になるような毛足の長い絨毯を、床の全面に使用することは避ける。

#### ⑥ バルコニー（避難用バルコニーを含む）、テラス等

→客室出入口からバルコニー、テラス等に至る主要な通路の有効幅員は100cm以上とすることが望ましい。

- ・車椅子使用者用客室にバルコニー（避難用バルコニーを含む）、テラス等を設けた場合には（以下共通）、バルコニー、テラス等への主要な出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。
- ・バルコニー、テラス等への主要な出入口の戸は、引き戸や引き違い戸等、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造とすることが望ましい。また、その前後に高低差がないものとするが望ましい。

#### ⑦ 便所

- ・客室内の便所には、車椅子使用者が円滑に利用できる便所（以下「車椅子使用者用便所」という。）を設ける。（※1）

**※1 以下の場合に代替可能。**

- ・車椅子使用者用客室が設けられている階に、車椅子使用者用便房が設けられた共用の便所が、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合
- ・下記のほか、車椅子使用者用便房については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 7. 1 個別機能を有する便房の設計標準 (1) 共通する事項、及び(2) 車椅子使用者用便房を参照。

**ア. 出入口の有効幅員、空間の確保等**

- ・車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車椅子使用者用便房には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
  - ・車椅子使用者用便房の各設備を使用でき、車椅子使用者が360°回転できるよう、直径140～150cm以上の円が内接できるスペースを設けることが望ましい。**介助を要しない利用者を想定する場合で、全体計画や客室タイプ等により、やむを得ず140～150cm以上の円が内接できるスペースを設けることができない場合には、車椅子使用者の直進及び後進により腰掛け便座に移乗できる位置に、幅80cm×奥行120cm以上のスペースを設ける。**
  - ・床には段差を設けない。~~車椅子使用者用便房と浴室等が一体の場合には、㊸ア、参照。~~

**イ. 戸の形式**

- ・車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・開き戸の場合には、戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないよう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。

**ウ. 部品・設備等**

- ・車椅子使用者用便房には、腰掛便座、手すり等を適切に配置する。
- ・腰掛便座の横壁面にペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026に基づく配置とする。

**留意点：車椅子使用者用便房の腰掛便座、手すり等の適切な配置例**

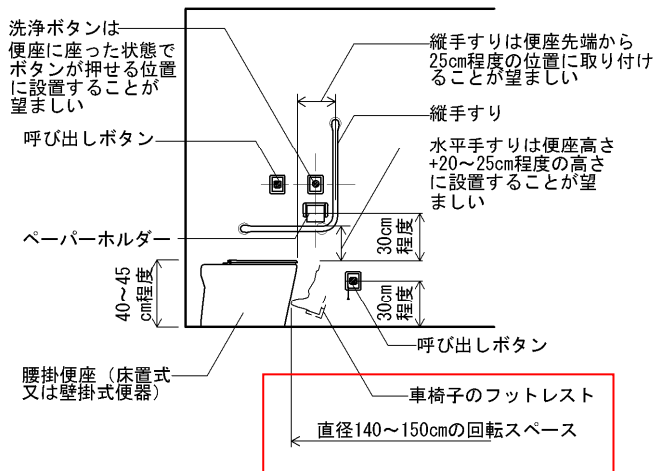
例えば、以下のような具体的な対応が考えられる。

- ・腰掛便座の片側に水平、垂直に手すりを設けることが望ましい。
- ・車椅子から腰掛便座への移乗を容易にするため、腰掛便座の両側に手すりを設けることがより望ましい。
- ・両側に手すりを設ける場合には、介助等を考慮し片側の手すりは可動式手すりとする**ことが望ましい。**
- ・腰掛便座や手すりの配置状況について、宿泊施設の情報提供の中で紹介することで、高齢者、障害者等の身体障害の種類等に応じて、宿泊施設及び客室を選定できることが望ましい。

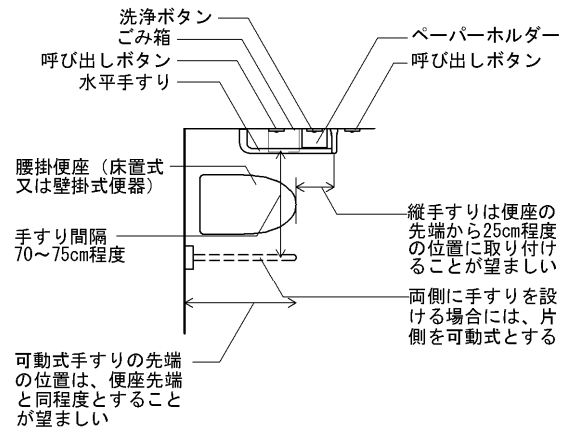
## 2. 1 客室の設計標準

### (1) 車椅子使用者用客室

#### <手すり等の配置の例（平面図）>



#### <手すりやボタンの配置の例（姿図）>



#### <設計例>



・便所の出入口の引き戸



・便所の出入口の2連引き戸



・浴室・洗面所・便房の出入口の引き戸



・浴室・洗面所・便房の出入口の3枚引き違い戸



・L型手すりと跳ね上げ式の手すり



・両側手すり



・L型手すりと跳ね上げ式の手すり

### ⑧ 浴室又はシャワー室

- ・客室内には、車椅子使用者が円滑に利用できる浴室又はシャワー室（以下「車椅子使用者用浴室等」という。）を設ける。（※2）

#### ※2 以下の場合には代替可能。

- ・車椅子使用者用客室が設けられている施設内に、共用の車椅子使用者用浴室等が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合

- ・1以上の共用の車椅子使用者用浴室等（個室浴室、貸し切り浴室を含む）は、異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。
- ・共用の車椅子使用者用浴室等については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 10. 1 を参照。

#### 留意点：車椅子使用者用浴室、車椅子使用者用シャワー室等のバリエーション

- ・車椅子使用者用浴室には、洗面所・便房と一体として設けるタイプや、洗面所・便房とは別に独立して浴室（浴槽＋洗い場）を設けるタイプ等がある。また車椅子使用者用シャワー室には、洗面所・便房と一体として設けるタイプや、洗面所・便房とは別に独立してシャワー室を設けるタイプ等が考えられる。

#### 留意点：便房・浴室等に関する情報提供

- ・車椅子使用者が浴室等を利用できるかどうかを予約時に判断するため、便房・浴室等の広さ・出入口の有効幅員、設備機器の仕様・高さ、手すりの有無等について、十分な情報提供を行うことが重要となる。

#### 留意点：共用の車椅子使用者用浴室までの経路

- ・車椅子使用者用客室から共用の車椅子使用者用浴室等までの経路のうち1以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする。

### ア. 浴室等の出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・洗い場やシャワー室には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
  - ・浴室等の各設備を使用でき、車椅子使用者が360°回転できるよう、洗い場やシャワー室には直径140～150cm以上の円が内接できるスペースを設けることが望ましい。~~介助を要しない利用者を想定する場合で、全体計画や客室タイプ等により、~~やむを得ず140～150cm以上の円が内接できるスペースを設けることができない場合には、~~車椅子使用者の直進及び後進により浴槽や入浴用椅子等に移乗できる位置に、~~幅80cm×奥行き120cm以上のスペースを設ける。
  - ・~~床には段差を設けない。~~

### イ. 戸の形式

- ・浴室等の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・開き戸の場合には、戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらぬよう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。

### ウ. 部品・設備等

- ・車椅子使用者用浴室等には浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。

#### a. 浴槽

- ・浴槽深さは50cm程度、エプロン高さは~~40~~→45cm程度（車椅子の座面の高さ程度）とする。
- ・車椅子から移乗しやすいよう、浴槽の脇に移乗台を設ける。移乗台の高さは、浴槽のエプロン高さと同程度とする。移乗台は取り外し可能なものでもよい。
- ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。



## 2. 1 客室の設計標準

### (1) 車椅子使用者用客室

---

#### b. シャワー

- ・原則としてハンドシャワーとする。
- ・シャワー室・洗い場付き浴室の場合には、シャワーホースの長さは150cm以上とすることが望ましい。
- ・入浴用椅子、シャワー用車椅子、壁掛け式折りたたみ椅子のいずれかを備える。
- ・入浴用椅子等に座った状態で手が届くよう、シャワーヘッドは垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし、高さを調整できるものとする**ことが望ましい**。
- ・上下2箇所にシャワーヘッド掛けを設ける場合には、低い位置のシャワーヘッドかけは、入浴用椅子等に座った状態で手が届く高さに設ける。

#### c. 手すり

- ・浴槽がある場合には、浴槽出入り、浴槽内での立ち座り・姿勢保持のための手すりを設ける。
- ・洗い場がある場合やシャワー室の場合には、入浴用椅子等に座った状態で手が届く位置に、立ち座り・姿勢保持のための手すりを設ける。

#### d. 浴槽及びシャワーの水栓金具

- ・洗い場の水栓金具の取り付け高さは、入浴用椅子等から手が届く位置とし、浴槽の水栓金具の取り付け高さは浴槽に座った状態で操作可能な位置とする。
- ・水栓金具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等を付ける。

#### 留意点：水栓

- ・湯水の溢れ出しを防止するため、浴槽の水栓は定量止水機能のついたものとする**ことが望ましい**。

#### e. 緊急通報ボタン等

- ・緊急通報ボタン又は非常用を兼ねた浴室内電話機を設ける。

#### エ. 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。
- ・車椅子での移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。
- ・一般客室の浴室等と同様の快適性を確保するよう、内装仕上げ材・部品・設備機器の選定、色彩・照明計画等に配慮することが望ましい。



## 2. 1 客室の設計標準

### (1) 車椅子使用者用客室

#### <浴室の設計例>



- ・ 移乗台及び浴槽出入りのための手すり、浴槽内での立ち座り  
・ 姿勢保持のための手すりを設けた浴槽（洗い場なし）



- ・ 浴槽出入りのための手すり、浴槽内での立ち座り・姿勢保持のための手すりを設けた浴槽（洗い場なし）



- ・ 移乗台及び浴槽出入りのための手すり、浴槽内での立ち座り  
・ 姿勢保持のための手すりを設けた浴槽（洗い場あり）



- ・ 移乗台及び浴槽出入りのための手すり、浴槽内での立ち座り  
・ 姿勢保持のための手すりを設けた浴槽（洗い場あり）

#### <シャワーの設計例>



- ・ 移乗台及び浴槽出入りのための手すり、浴槽内での立ち座り  
・ 姿勢保持のための手すりを設けた浴槽（洗い場あり）



- ・ 垂直に取り付けたバーに沿ってスライドし高さを調整できるシャワーヘッド



- ・ シャワー室の出入口



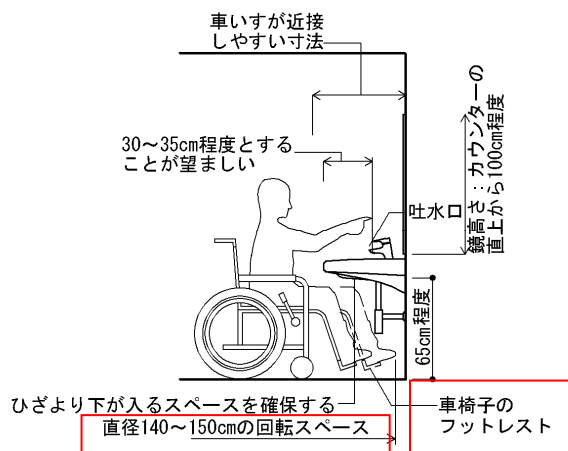
- ・ 一体的に設けられた便所、シャワー室（便所の左側には浴槽がある。引違い戸（前後の高低差なし）により、便所とシャワー室にそれぞれ直接、出入りすることができる。）

## 2. 1 客室の設計標準

### (1) 車椅子使用者用客室

#### ⑨ 洗面器等（便所、洗面脱衣室、客室内に設ける場合を含む。）

- ・洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るよう、**<設計例>**  
洗面器下部のスペースは高さ65cm程度とする。
- ・水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・吐水口の位置は、洗面器の手前縁から30～35cm程度とする。
- ・鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとするのが望ましい。



#### 留意点：鏡

- ・傾斜式の鏡は主に車椅子使用者を想定したものであり、立位では使いにくく、客室を利用するすべての人にとって使いやすいものではない。鏡は傾けず、下端をできる限り低くする必要がある。

#### 留意点：洗面器下部のスペース確保にあたって

- ・壁掛け式洗面器下部のトラップには、Pトラップの他、シンプルな形状のボトルトラップがある。

#### <設計例>



- ・下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保した洗面台

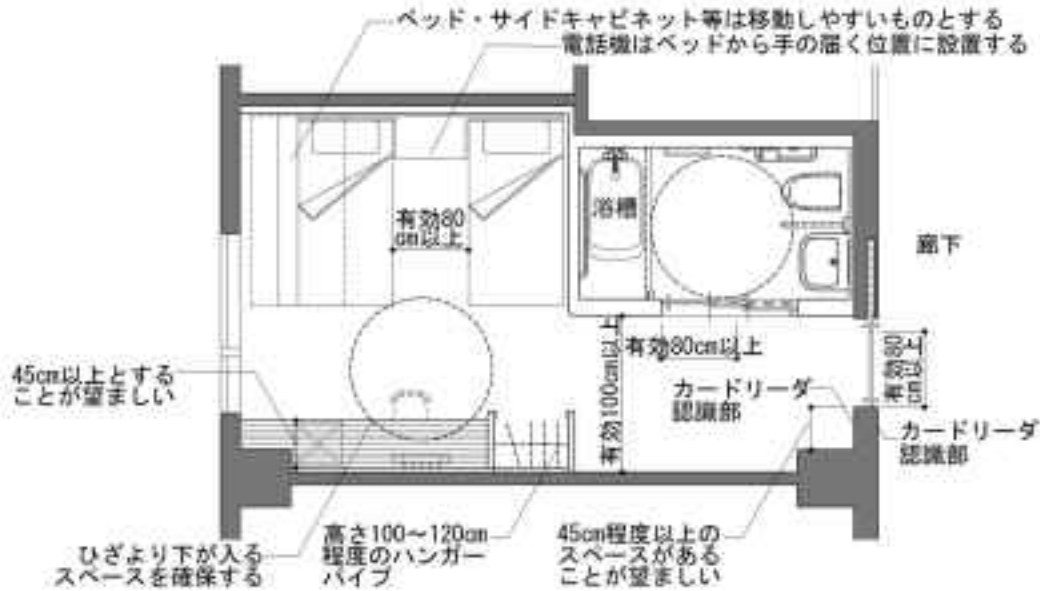
## 2. 1 客室の設計標準

### (1) 車椅子使用者用客室

#### <車椅子使用者用客室の例>

##### ○ 車椅子使用者用客室 1 (ツインルーム) の例

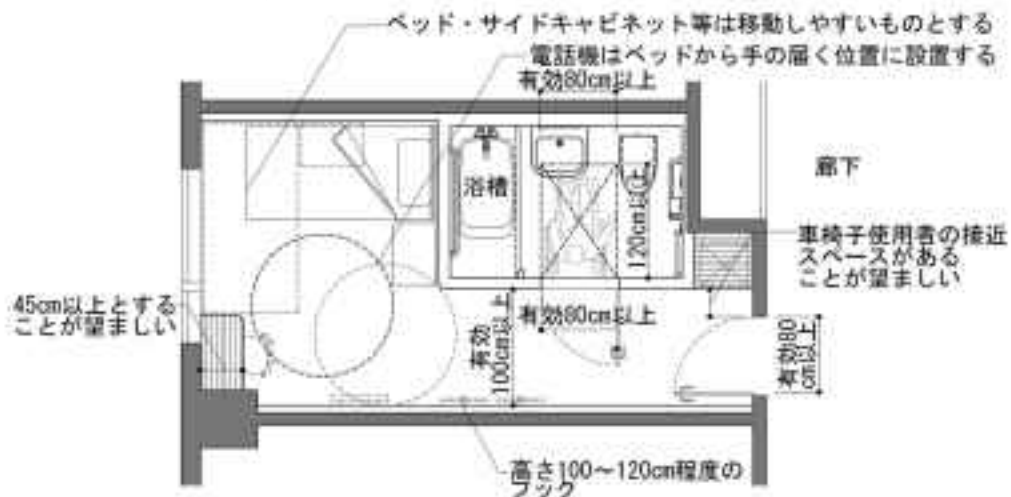
車椅子使用者が回転又は方向転換するために必要なスペース (直径140~150cm)



##### ○ 車椅子使用者用客室 2 (ツインルーム) の例



##### ○ 車椅子使用者用客室 3 (シングルルーム) の例

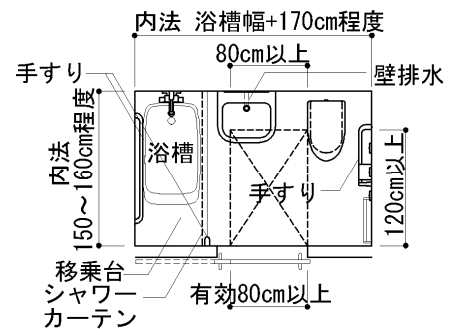
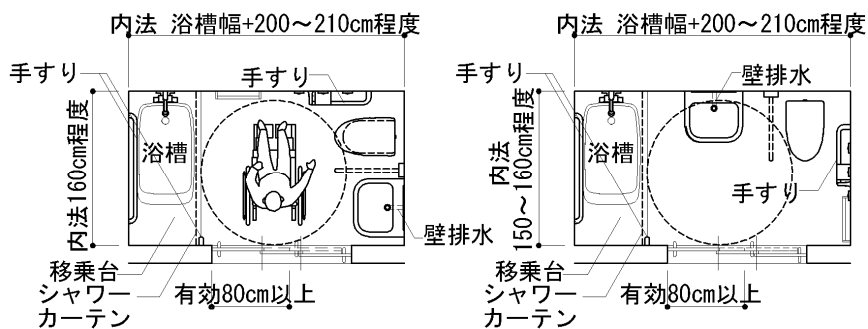


## 2. 1 客室の設計標準

### (1) 車椅子使用者用客室

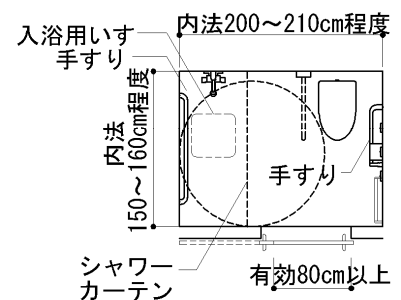
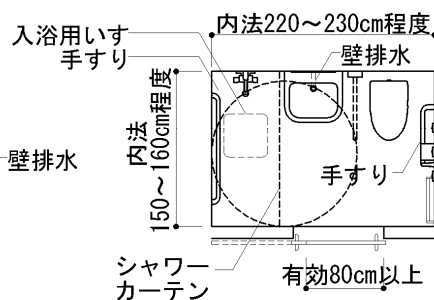
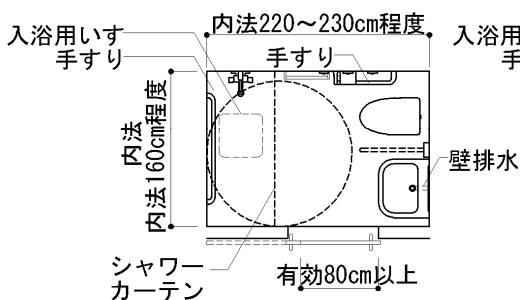
#### <便所・浴室等のバリエーションの例>

##### ○ 浴槽・洗面所・便房一体タイプ



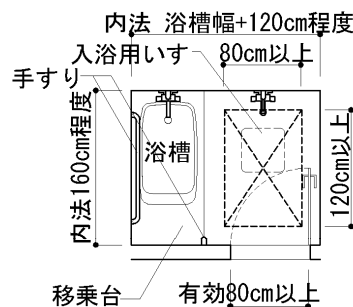
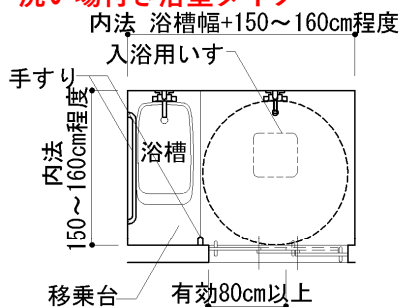
##### ○ シャワー室・洗面所・便房一体タイプ

##### ○ シャワー室・便房一体タイプ

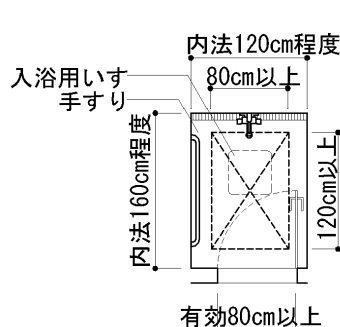
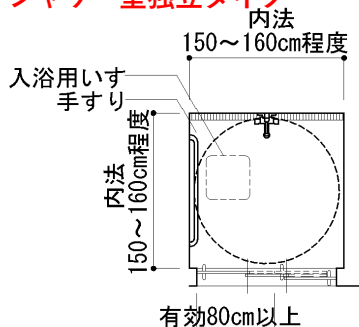


#### <浴室等のバリエーションの例>

##### ○ 洗い場付き浴室タイプ



##### ○ シャワー室独立タイプ



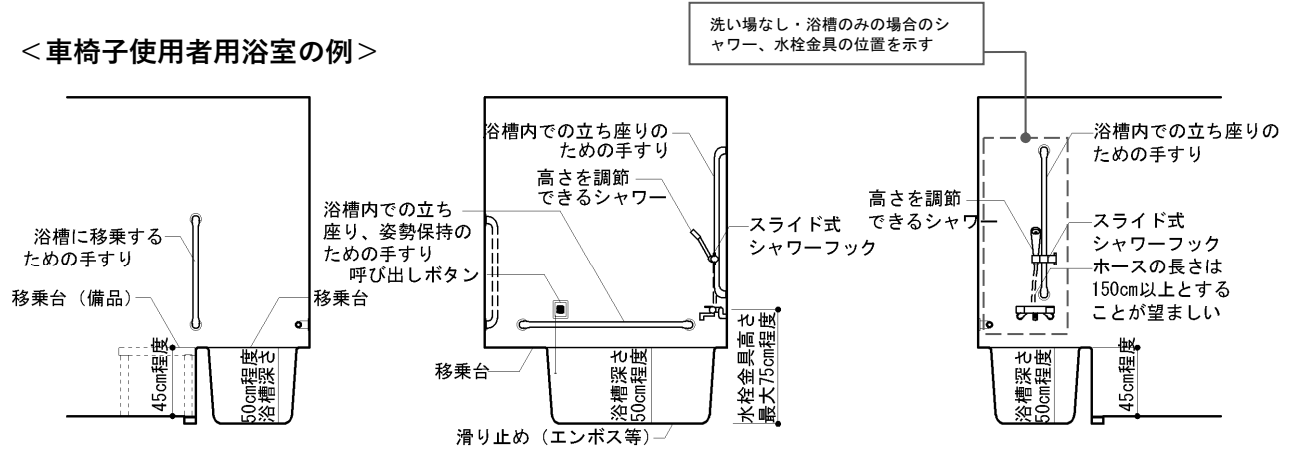
#### 留意点：便所・浴室等のスペースと主要な通路等のスペース、有効幅員

- ・やむを得ず便所・浴室等に幅80cm×奥行き120cm以上のスペースを設ける場合、出入口前の主要な通路においては、客室の間取りや、便所・浴室等の出入り方向（通路からの直進、90°方向転換等）を考慮した上で、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、十分な有効幅員を確保する必要がある。
- ・独立した浴室等に隣接して脱衣室（兼便所）を設ける場合には、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、浴室等に至る経路や脱衣室（兼便所）内に十分なスペース・出入口の有効幅員を確保する必要がある。

## 2. 1 客室の設計標準

### (1) 車椅子使用者用客室

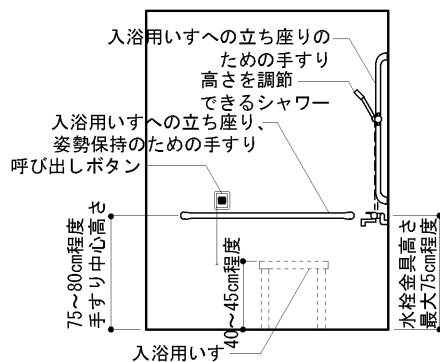
#### < 車椅子使用者用浴室の例 >



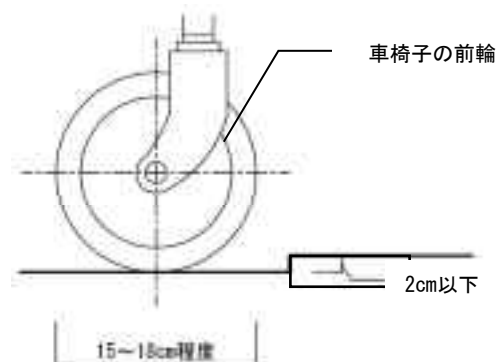
#### 留意点：手すりとシャワーヘッド取り付け用のバーの兼用

- ・一般的なシャワーヘッド取り付け用のバーは、安全性の観点から縦手すりと兼用することができない。
- ・そのため縦手すりとシャワーヘッド取り付け用のバーと兼ねる場合には、**縦手すりとしての強度を保つため、予め壁の内部に下地をつくる必要があります、安全性を確認した上でスライドするシャワーフックの金物を設置する必要があります。また運用面では、安全性の観点から手すりとしても兼用可等の表示を行うことが望ましい。**

#### < 車椅子使用者用シャワー室の例 >



#### < 浴室等の戸の前後の高低差の解消 >



#### < 設計例 >



- ・窓際の椅子・テーブルを移動することで、ベッドへの移乗スペースを確保できるツインルーム



- ・車椅子使用者が回転できるスペース、ベッドへの移乗スペースを確保したツインルーム



## 2. 1 客室の設計標準

### (1) 車椅子使用者用客室



・畳の小上がりを設けた和風ホテルの洋室



・車椅子使用者が回転できるスペース、移乗スペースをベッドの手前に確保したシングルルーム



・車椅子使用者が回転できるスペース、移乗スペースをベッドの手前に確保したシングルルーム（ソファベッド常設で、ツイン利用可能）



## (2) 一般客室

より多くの高齢者、障害者等が利用できるよう、車椅子利用者用客室以外の一般客室は、以下に配慮して設計する。

### 留意点：高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室の整備の促進

- ・ **建築主・施設管理者、設計者等は**、高齢者、肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）、妊産婦やけが人等の一時的に制限を受ける人々、児童・乳幼児等、より多くの利用者にとって使いやすい一般客室の整備を考える必要がある。一人でも多くの高齢者、障害者等が、一般客室を利用できる環境を整えるため、できるだけ多くの**高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室の整備**に取り組むことが望ましい。
- ・ **地方公共団体が**、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例（地方条例）において、一般客室を対象に、建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室の構造等の基準等）を付加し、基準強化を図り「一般客室のバリアフリー化」を推進することも考えられる。

### ① 客室出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・ 客室出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・ 客室出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転換できるスペースを設けることが望ましい。
- ・ 客室内における便所・浴室等の出入口付近の通路には、**車椅子使用者の利用に支障のないよう、必要な有効幅員を確保する。**なお、便所・浴室等の出入口（原則、有効幅員75cm以上）に至る車椅子使用者の経路が直角路となる場合には、便所・浴室等の出入口付近における**通路の有効幅員は、100cm以上とする。**
- ・ 客室内には、車椅子使用者が直進し、方向転換できるスペースを設けることが望ましい。ベッドの移動等、客室のレイアウト変更による対応でもよい。
- ・ 車椅子使用者が進入しベッドに移乗できるよう、ベッド側面のスペースの有効幅員は、80cm以上とする。（ベッド、テーブルや椅子等の移動によって確保されるスペースも、有効幅員とする。）
- ・ 客室の床には、原則として段差を設けない。やむを得ず段差を設ける場合には、高齢者、障害者等が乗り越えやすい形状とするか、傾斜路（据え置き型（すりつけ板等）の設置を含む）等により段差を解消する。
- ・ **壁面からの突出物を極力避けるとともに、やむを得ず突出した部分や衝突する可能性のある壁・柱・家具の角等がある場合には面取りをする、保護材を設ける等、危険防止に配慮することが望ましい。**

### ② 客室出入口の戸の形式

- ・ 戸は、その前後に高低差がないものとする。
- ・ 便所及び浴室等の戸は、その前後に高低差（浴室内側の防水上必要な高低差（立ち上がり高さ）を除く。）がないものとする。
- ・ 開き戸の場合には、戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないよう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。
- ・ 戸の施錠（電気錠を含む）は、操作しやすいものとし、非常時には廊下側からも解錠できるものとする。

## 2. 1 客室の設計標準

### (2) 一般客室

- ・戸の形式については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準 (2) を参照。

### ③ 部品・設備等

#### ア. コンセント、スイッチ類

- ・スイッチ等は、大型で操作が容易なボタン形式のものとすることが望ましい。
- ・スイッチ及び壁の仕上げ材料等は、スイッチ等と壁の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとすることが望ましい。
- ・コンセント、スイッチ類については建築設計標準 第2部 第2章 2. 13 E. 1 コンセント・スイッチ類を参照。

#### 留意点：スイッチ類

- ・スイッチ類、緊急通報ボタンを設ける場合、同一施設内では設置位置を統一することが望ましい。
- ・タッチパネル方式のスイッチは、視覚障害者にとって、わかりづらいものであり、望ましくない。

### ④ 便所、便房

- ・出入口の有効幅員は、原則として75cm以上とする。やむを得ず75cm以上を確保できない場合には、70cm以上とする。ただし、出入口の有効幅員を70cm以上～75cm未満とする場合には、全幅65cm程度以下の車椅子のみの対応となり、JIS規格に基づく車椅子の全幅の最大寸法70cmには対応できないことに留意する必要がある。

#### 留意点：出入口の有効幅員を70cm以上～75cm未満とする場合の対応

- ・車椅子の全幅が65cm程度以下でも、電動車椅子の種類等により出入りできない場合もあることに留意する必要がある。
- ・車椅子使用者が90° 方向転換する際に、車椅子のフットレストや電動車椅子のモーターがぶつかり、戸や壁紙等が損傷する可能性があるため、通路の有効幅員は100cm以上とする。あわせて通路の腰壁を傷つきにくく交換しやすい材料とする等の配慮を行うことが望ましい。
- ・腰掛便座、手すり等を適切に配置する。

#### 留意点：便房や浴室等における着脱式等の手すり

- ・手すりを必要としない利用者が宿泊する際は取り外すことができる着脱式手すり以外に、工事を伴わない組立固定式の据置形手すりや、床に置く据置形手すり等がある。
- ・着脱式等の手すりについては、手すり使用時の安全性確認が必須であり、従業員による準備のしやすさ等に配慮されたものを確認した上で、一般客室等に取り付けることができる。
- ・着脱式等の手すりのみで構成される便房については、法に基づく車椅子使用者用便房の場合には、適さない。



・着脱式手すり

### ⑤ 浴室又はシャワー室

#### ア. 出入口の寸法

- ・出入口の有効幅員は、原則として75cm以上とする。やむを得ず75cm確保できない場合には、70cm以上とする。ただし、出入口の有効幅員を70cm以上～75cm未満とする場合には、全幅65cm程度以下の車椅子のみの対応となり、JIS規格に基づく車椅子の全幅の最大寸法70cmには対応できないことに留意する必要がある。

**イ. 部品・設備等**

・浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。

**a. 浴槽**

・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。

**b. シャワー**

・原則としてハンドシャワーとする。

・入浴用いす等に座った状態で手が届くよう、シャワーヘッドは垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし、高さを調整できるものとする **ことが望ましい**。

・上下2箇所にシャワーヘッド掛けを設ける場合には、低い位置のシャワーヘッドかけは、入浴用いす等に座った状態で手が届く高さに設ける。

**c. 手すり**

・浴槽を設ける場合には、浴槽出入り、浴槽内での立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設ける。

・洗い場やシャワー室を設ける場合には、立ち座り・姿勢保持のための手すりを設けることが望ましい。

**d. 浴槽及びシャワーの水栓金具**

・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。

・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等を付ける。

**e. 洗面器等（脱衣場に設ける場合を含む。）**

・水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。

**ウ. 仕上げ等**

・床は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。

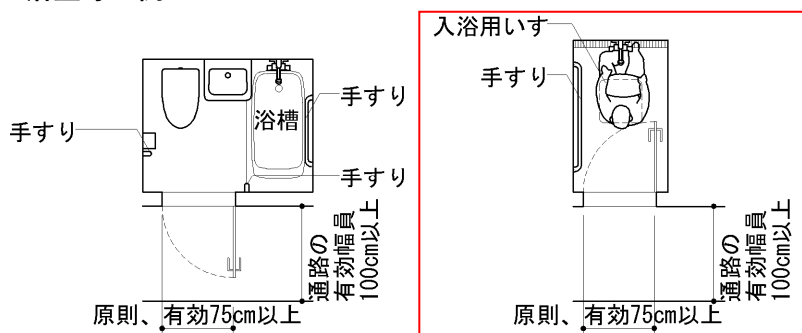
## 2. 1 客室の設計標準

### (2) 一般客室

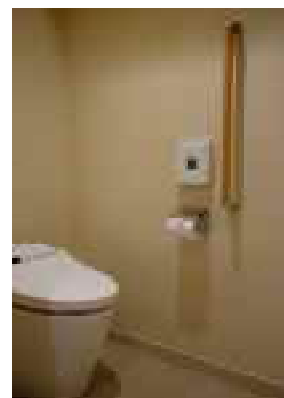
#### <一般客室（ツインルーム）の例>



#### <浴室等の例>



#### <設計例>



・便房の手すり



・膝の入るスペースを確保した洗面台



・引き手を影り込み形式とし、70cmの有効幅員を確保した便房・浴室等の出入口



・下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保した洗面台



・手すりを設けた浴槽



・手すりを設けた浴槽



・移乗台、手すりを設けた浴槽

### (3) 案内表示、情報伝達設備等

より多くの高齢者、障害者等が利用できるよう、車椅子利用者用客室及びそれ以外の一般客室は、以下に配慮して設計する。

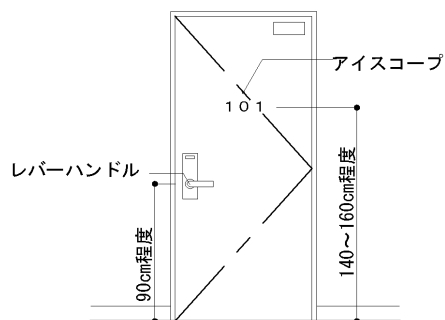
#### 留意点：情報へのアクセス手段の確保

- ・全ての客室において、高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者、外国人等に対する案内や情報伝達への配慮や、設備・備品等の使い方のわかりやすさ確保へのハード及びソフト対応による配慮を考える必要がある。(ソフト対応については、追補版 2. 3 ソフト面の工夫を参照。)

#### ① 室名表示等

- ・戸の取っ手側の壁面又は出入口の戸に、室名（部屋番号等）を表示する。
- ・室名表示は文字の浮き彫りとする、又は点字を併記する等、視覚障害者の利用に配慮したものとする。
- ・室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する、図記号等を併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとする。
- ・室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとすることが望ましい。
- ・室名表示については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準（4）を参照
- ・表示板については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 13. G. 1 案内表示を参照。

#### < 客室出入口の戸の例 >



#### < 設計例 >



- ・数字と背景の色の組み合わせを工夫した、浮き文字による室番号表示



- ・レバーハンドルの近くに設けられた、浮き文字による室名表示

#### ② 客室の鍵

- ・視覚障害者に配慮し、客室の鍵は、わかりやすく操作しやすいものとする。

#### 留意点：カードキー等

- ・高齢者や視覚障害者は、カードキーを円滑に利用することが困難であるため、フロントでの使用方法の説明等に加え、開錠・施錠が音等でわかる等の工夫することが望ましい。
- ・客室の電源とカードキーの挿込みとが連動している場合、電動車椅子の充電等に配慮し、予備キーを貸し出す等の準備をしておくことが望ましい。

#### ③ テレビ

- ・聴覚障害者等に配慮し、テレビは字幕放送の表示が可能なものとし、字幕表示が可能なりモコンを客室に備える。



## 2. 1 客室の設計標準

### (3) 案内表示、情報伝達設備等

#### <字幕放送のイメージ>



#### <テレビリモコンの字幕ボタンの例>



字幕ボタン

#### ④ シャンプー等の容器

- ・シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手で触れて区別することができるものを設けることが望ましい。

##### 留意点：シャンプー等の触覚識別表示

- ・シャンプー等の触覚識別表示については、日本工業標準規格（JIS）S0021の「高齢者・障害者配慮設計指針-包装・容器」に規定されている。
- ・このJISでは、「洗髪料の容器には、ぎざぎざ状の触覚記号を付け、身体用（顔面及び頭髪用は除く）洗浄料の容器には、一直線状の触覚記号を付ける」とされている。
- ・触覚記号を付ける箇所は主に、容器ポンプの頭頂部と胴体の側面である。

#### ⑤ 非常警報装置（ハード面）

- ・フラッシュライト等の火災警報装置（光警報装置）の設置といった「ハード面（施設整備）」のほか、点滅や振動によって伝える室内信号装置（ドアノック音等を受信する装置）の貸し出し等、聴覚障害者等への非常時の情報伝達に配慮する。ソフト面の工夫とあわせて計画することが重要である。
- ・室内信号装置については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 9. 4 ソフト面の工夫（4）②、追補版 2. 3 ソフト面の工夫（1）①を参照。
- ・情報伝達設備については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 13. 1. 1 情報伝達設備 を参照。

#### <設計例>



・壁に設置された聴覚障害者への情報伝達のための非常表示灯



・天井に設置された聴覚障害者への情報伝達のための非常表示灯



・インターホンが押されると、光るフラッシュライト



## 2. 2 改善・改修のポイント

### (1) 車椅子使用者用客室 [改修]

客室の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることの他、追補版 2. 1 客室の設計標準に基づき改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に配慮する。

#### 留意点：既存躯体や設備配管等の確認

- ・客室の床スラブの構成（段差の有無）、階高寸法・梁の位置・梁下寸法（客室出入口やユニットバス設置、配管・配線に必要なスペースの確保）、既存・新設配管等の位置等に留意する必要がある。

一般客室から車椅子使用者用客室への改善・改修にあたっては、基準に適合させることのほか、追補版 2. 1 客室の設計標準 (1) 車椅子使用者用客室 (3) 案内表示、情報伝達設備等に基づいて行うことが望ましい。

既存の客室を車椅子使用者用客室とするためには、必要な空間の確保、車椅子使用者用便房・浴室の設置、車椅子使用者用便房・浴室等の出入口の段差解消等が必要であり、以下のような工夫が必要となる。

#### ① 必要な空間の確保、車椅子使用者用便房・浴室の設置

- ・客室内に車椅子の回転スペース等を確保し、また車椅子使用者用便房・浴室を設けるためには、一定の客室広さが必要であるが、1室では客室面積が不足する場合には、例えば2つの客室の間仕切り壁を撤去して1室化する（改善例3）、3つの客室の間仕切り壁を撤去して2室化する等により、客室の規模・間取りを変更することが考えられる。

#### 留意点：自動式開き戸

- ・客室出入口に用いることのできる自動式開き戸がある。自動式開き戸の利点は、戸の取っ手側の接近スペースを要しないことであり、面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修に用いること等が考えられ、既存の開き戸に、ドアクローザーを後付けすることで、自動式にすることが可能である。
- ・戸を開く方法には、戸を軽く押す（引く）ことにより、自動で全開する方法と、戸とは別の位置にあるスイッチを押すこと等により、自動で全開する方法があり、二つを併用することが可能である。
- ・自動式開き戸を設ける場合には、開閉速度等に配慮され、利用者に突然衝突する危険がないように制御された戸とし、開閉スイッチ又はカードリーダー認識部の位置等を工夫する必要がある。

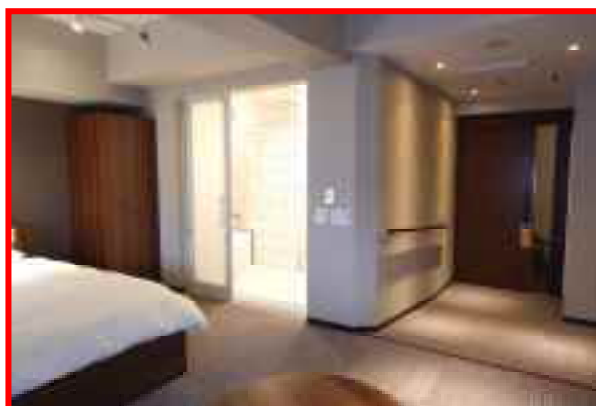
#### ② 車椅子使用者用便房・浴室出入口の段差解消

- ・既存客室の改善・改修により、車椅子使用者用客室とする場合、段差解消の方法としては以下の手法が考えられる。
  - ・客室内に傾斜路を設置し、客室全体の床を高くして、便房・浴室等の床高さにあわせる。（改善例1 2 3 4）

#### < 設計例 >



- ・2室を1室化したうえで、浴室等の出入口の段差を解消するため、客室の出入口付近に設けられた傾斜路（勾配1/12、高さ20cm）

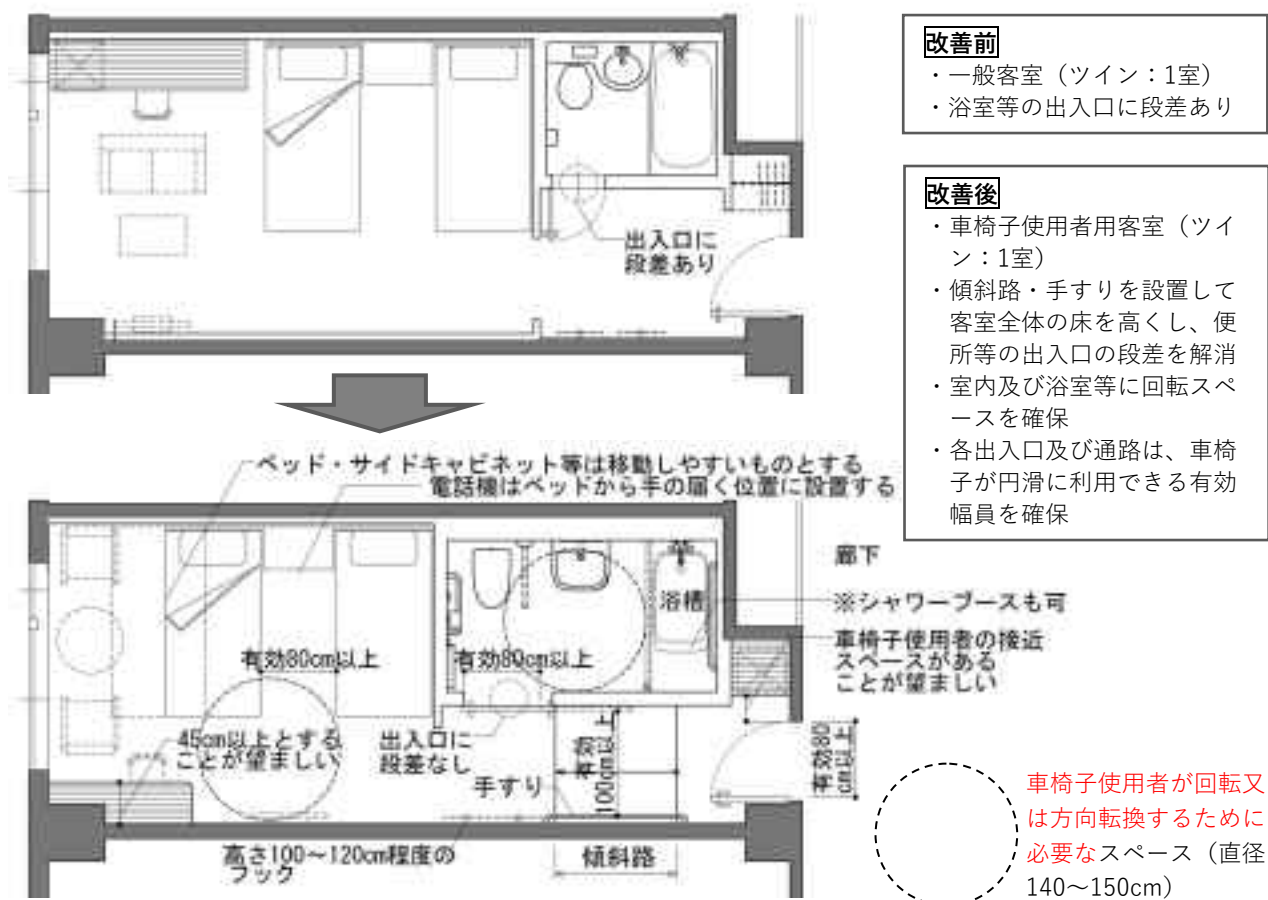


- ・2室を1室化したうえで、浴室等の出入口の段差を解消するため、客室の出入口付近に設けられた傾斜路（勾配1/10、高さ16cm）

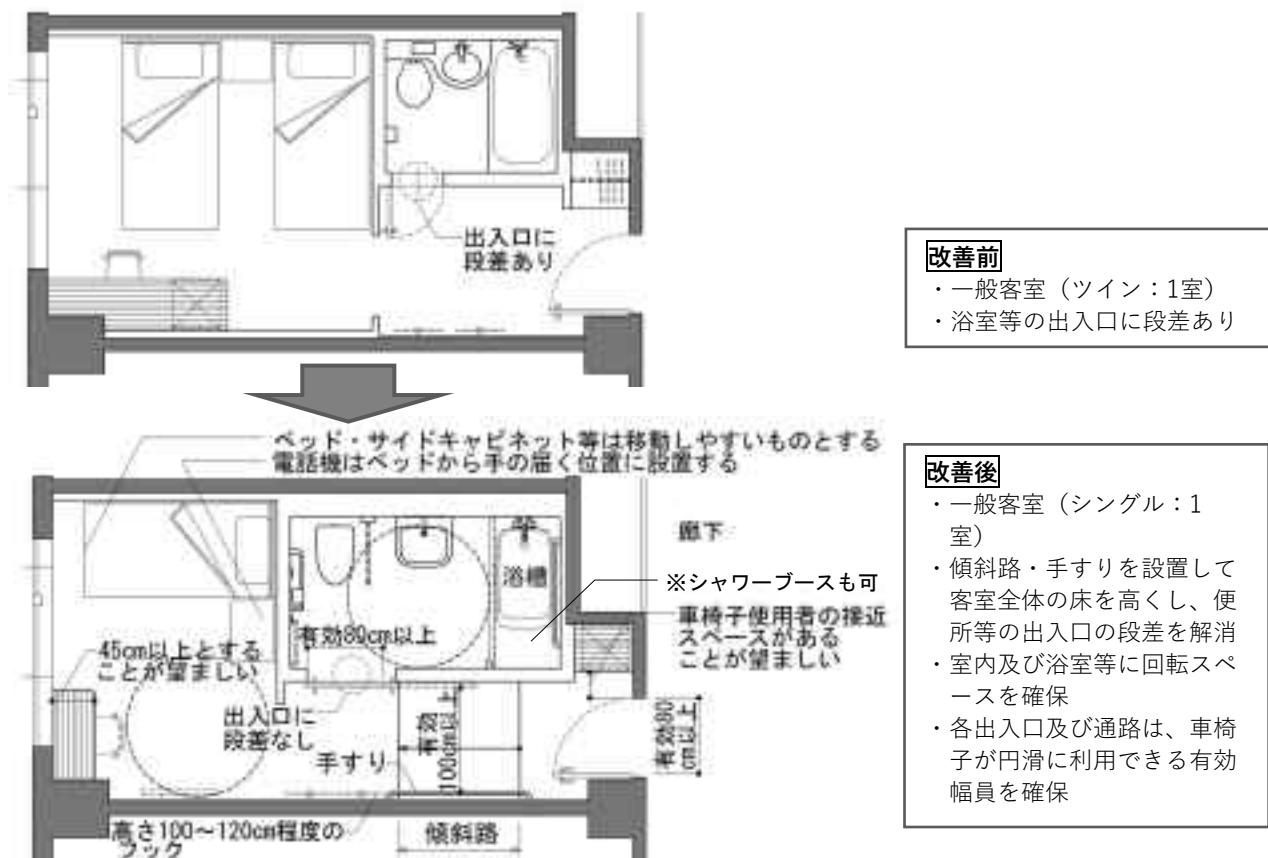
## 2. 2 改善・改修のポイント

### (1) 車椅子使用者用客室 [改修]

#### <改善例1：一般客室1室を車椅子使用者用客室1室（ツインルーム）に改修する例>

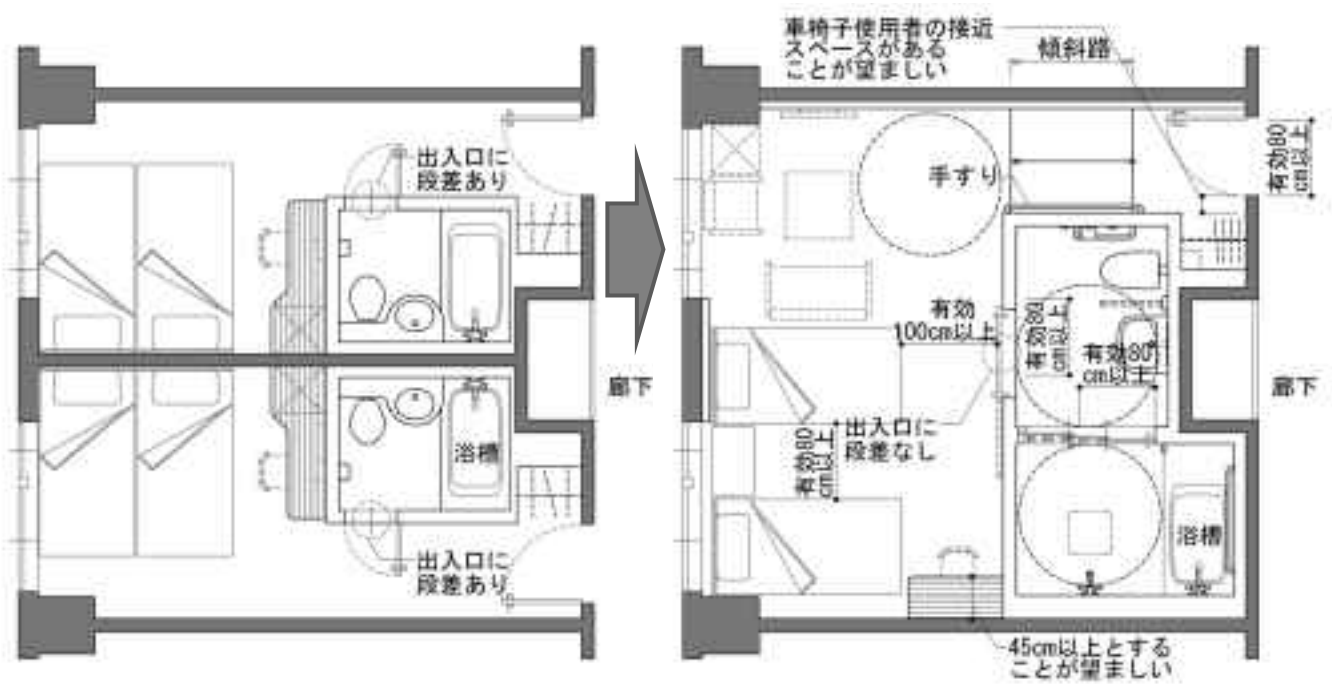


#### <改善例2：一般客室1室を車椅子使用者用客室1室（シングルルーム）に改修する例>



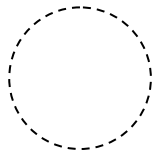
2. 2 改善・改修のポイント  
 (1) 車椅子使用者用客室 [改修]

<改善例3：一般客室2室を車椅子使用者用客室1室（ツインルーム(トリプル可)）に改修する例>



**改善前**  
 ・一般客室（ダブル：2室）  
 ・浴室等の出入口に段差あり

**改善後**  
 ・車椅子使用者用客室（ツイン（エキストラベッドを用いることにより、トリプル化可能）：1室）  
 （2室の間の壁（非構造壁）を撤去）  
 ・傾斜路・手すりを設置して客室全体の床を高くし、便所等の出入口の段差を解消  
 ・室内及び浴室等に回転スペースを確保  
 ・各出入口及び通路は、車椅子が円滑に利用できる有効幅員を確保



車椅子使用者が回転又は方向転換するために必要なスペース（直径140～150cm）

## 2. 2 改善・改修のポイント

### (1) 車椅子使用者用客室 [改修]

<改善例4：大浴場を持つ旅館の一般客室1室（和室）を車椅子使用者用客室1室（洋室・ツインルーム）に改修する例>



#### 改善前

- ・一般客室（和室・広縁：1室）
- ・広縁・バルコニー・浴室等の出入口に段差あり

#### 改善後

- ・車椅子使用者用客室（洋室（ツイン）：1室）
- ・上がり框を撤去の上、傾斜路・手すりを設置して客室全体の床を高くし、浴室等の出入口の段差を解消
- ・室内及び浴室等に回転スペースを確保
- ・各出入口及び通路は、車椅子が円滑に利用できる有効幅員を確保
- ・バルコニーの床をウッドデッキ等によりかさ上げし、バルコニー出入口の段差を解消
- ・バルコニーには、移乗台・手すり付の露天風呂を設置

車椅子使用者が回転又は方向転換するために必要なスペース（直径140～150cm）

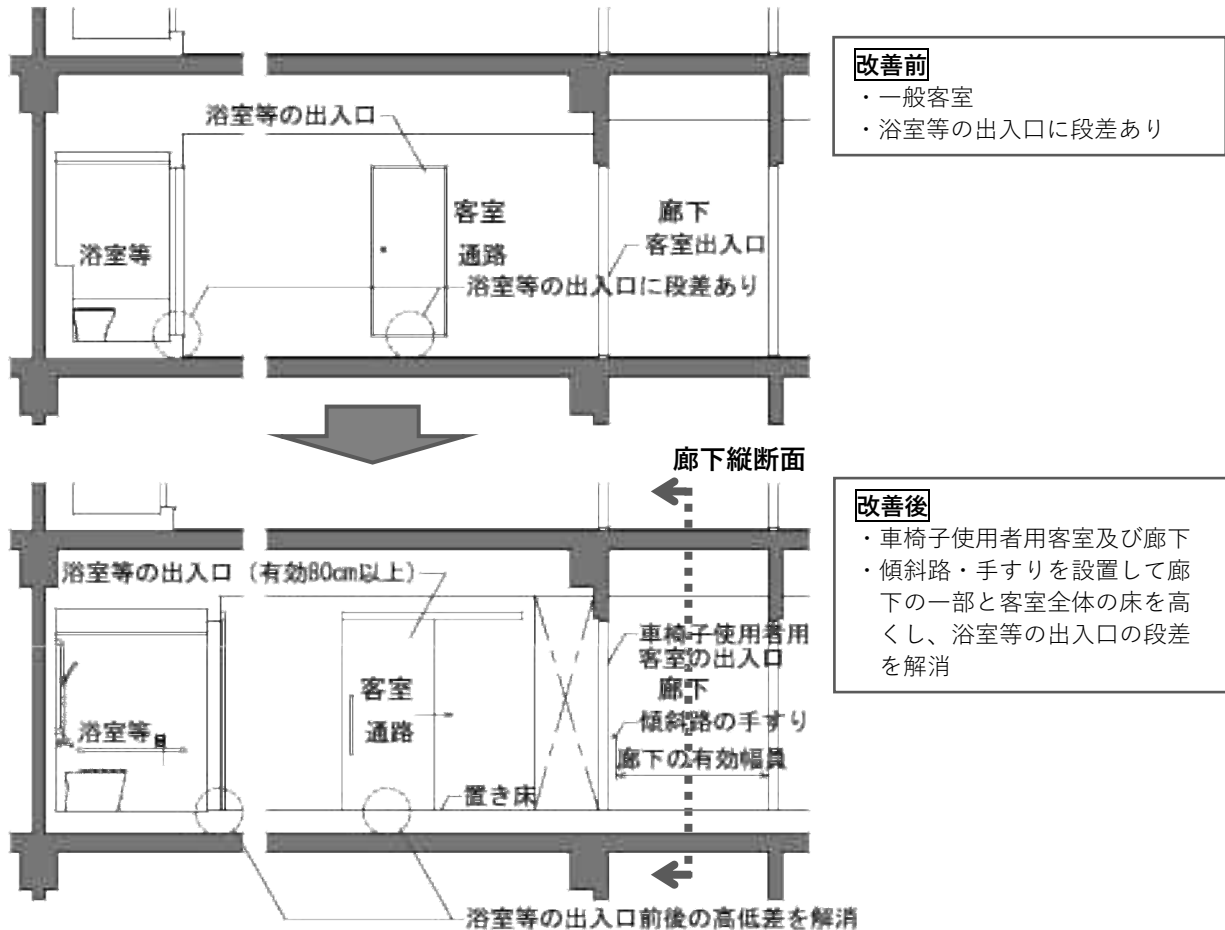
## 2. 2 改善・改修のポイント

### (1) 車椅子使用者用客室 [改修]

- ・（客室外の）廊下に傾斜路を設け、車椅子使用者用客室全体の床高さを高くする（改善例5）。この場合、傾斜路は、傾斜路部分の前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする。

#### <改善例5：共用廊下を段差解消して、一般客室を車椅子使用者用客室に改修する例>

##### ○ 廊下横断面（客室内ー廊下）



##### ○ 廊下縦断面



傾斜路は、傾斜路部分の前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする。



- ・客室内の浴室等の出入口の段差を解消するため、廊下に設けられた傾斜路（勾配1/12、高さ16cm）



## 2. 2 改善・改修のポイント

### (1) 車椅子使用者用客室 [改修]

---

- ・ 便房・浴室等の出入口前後に傾斜路（据え置き型（すりつけ板等）の設置を含む）を設ける。

#### < 設計例 >



- ・ 3室を1室化したうえで、浴室の出入口の段差を解消するため、便房・浴室等の出入口前後に設けられた傾斜路（勾配1/12、高さ11cm）



- ・ 浴室等の出入口の段差を解消するため、便房・浴室等の出入口前後に設けられた傾斜路（勾配1/12、高さ12cm）

### ③ 運営しながらの改善・改修実施

---

- ・ 宿泊施設等を運営しながら改善・改修を実施する場合には、できる限り利用客に影響しないよう工事動線・避難動線の分離、工事音の低減、工期の短縮に努める。



## (2) 一般客室 [改修]

---

(1) では、基準を満たした車椅子利用者用客室を整備するための考え方を示したが、特に古い施設の場合などは面積や構造による制約があるため、基準への対応が技術的に困難なこともある。

そのような場合においても、可能な範囲で基準を満たし車椅子利用者の利用に配慮した客室を整備することや、追補版 2. 1 (2) に示す一般客室を整備することで、一人でも多くの高齢者、障害者等が利用できるような環境を整えることが重要である。

また、改善・改修での対応が著しく困難な場合には、ソフト対応の充実を図ることも重要となる。

なお、車椅子利用者の利用に配慮した客室（面積や構造の制約により、やむを得ず車椅子利用者用客室の基準の一部を満たすことができない客室）を整備する場合には、どのような点で基準を満たすことができていないのかについての情報提供の充実を図ることも重要となる。

- ・既存の一般客室を高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室とするためには、客室内に必要なスペースの確保、便房・浴室等の出入口の段差解消等が必要であり、前項(1)を参考とした工夫が必要となる。
- ・前項(1)に加え、限られた空間で必要なスペースを確保するには、家具の配置を変えることも有効である。
- ・また、便房・浴室等の出入口や必要スペースを確保するには、ユニットバスの交換や、戸の形式を引き戸や外開き戸にする等の方法も検討する。

## 2. 3 ソフト面の工夫

- ・ 情報提供とコミュニケーションについては、追補版1. 2 ⑤案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供等の方法を検討する（ソフト面の工夫）、を参照。
- ・ 備品の対応、貸し出しについては、追補版1. 2 ⑤客室における備品の対応、貸し出しを計画する（ソフト面の工夫）、を参照。
- ・ 以下に主な貸し出し備品の例を再掲する。

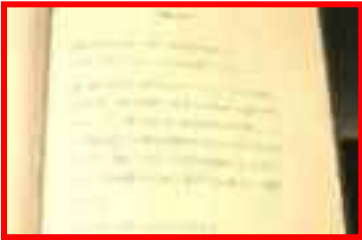

### <貸し出し備品の例（再掲）>

#### ●フロント・ロビー等における使用備品又は貸し出し備品例

聴覚障害者等の利用	
案内・誘導等の意思疎通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 筆談ボード（磁気式のメモボード）</li> </ul> 
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 筆談ボード（感圧式の液晶パネル（電子黒板））</li> </ul> 
高齢者、車椅子使用者、下肢障害者等の利用	
館内移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車椅子（施設内用）</li> </ul> 
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車椅子（施設内用）及び杖（玄関付近に据置きした場合、直ぐに使用可能）</li> </ul> 

#### ●客室内ベッドルームにおける貸し出し備品例

高齢者、車椅子使用者、上下肢障害者等の利用			
便所・浴室等の出入り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 段差解消のための据置きスロープ</li> </ul>   <p>設置前                      設置後</p>	ベッドへの移乗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ベッド用補助手すり</li> </ul> 



視覚障害者等の利用		補助犬ユーザーの利用	
施設利用 案内の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点字を併記した施設利用案内</li> </ul> 	補助犬用用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助犬用マット、水と餌用のボウル</li> </ul> 

●客室内浴室又はシャワー室（浴室等）、共用浴室における貸し出し備品例

高齢者、車椅子使用者、下肢障害者等の利用			
浴室等への 出入り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シャワー用車椅子（自走式）</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シャワー用車椅子（トイレ兼用型）</li> </ul> 	
座って身体 を洗う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴用椅子（背もたれ有り）</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴用椅子（背もたれ無し）</li> </ul> 	
浴槽への 出入り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴台（バスボード、浴槽滑り止めマット）</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽内椅子、浴槽滑り止めマット</li> </ul> 	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴台（移乗台）</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽用手すり</li> </ul> 	

## 2. 3 ソフト面の工夫

### ●客室内便所における貸し出し備品例

高齢者、車椅子使用者、上下肢障害者等の利用			
便座への 移乗補助	・組立固定式の据置形手すり	座位を保つ ための姿勢 の安定の補助 便座への 移乗補助	・腰掛便座の背もたれ ・着脱式手すり
			
	※これ以外に着脱式手すり、床に置く据置形手すり等がある。		

### ●客室内の情報伝達設備の貸し出し備品例

聴覚障害者等の利用			
来客、電 話、呼出 し、非常時 のお知らせ	・室内信号装置（貸し出し）	・室内信号装置（施設整備）	※左の貸し出し備品からの送信でも使用可能
		 	
	・室内信号装置（貸し出し）		
	・室内信号装置（貸し出し）	・ドアノックセンサー （貸し出し）	・文字と絵の表示 （貸し出し）
			

聴覚障害者等の利用	
フロント等 との連絡	<ul style="list-style-type: none"><li>・タブレット、スマートフォン</li></ul> 
	<ul style="list-style-type: none"><li>・タブレット（客室内設備のコントローラー付き）</li></ul> 





### 3. 設計事例集



## ■ 巻末資料

バリアフリー建築設計標準チェックリスト（ホテル・旅館編）

